食品廃棄物発生抑制・CO2 排出削減セミナー 資料

- 1. 関連法制度の概要
- 2. 食品廃棄物及び二酸化炭素 (CO2) 削減のための 取組の推進に向けて
- 3. 食品廃棄物の発生抑制対策
- 4. CO2 排出削減対策

社団法人日本有機資源協会

平成23年度食品事業者環境対策推進支援事業 食品廃棄物発生抑制・CO2排出削減セミナー 資料

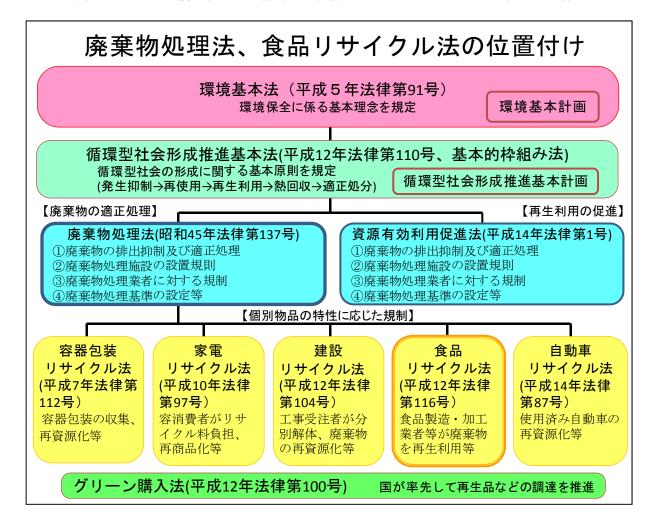
目次

1.	関連	图法	:制度の概要	3
1	.1.	廃ӭ	棄物の処理及び清掃に関する法律・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	≛3
1	.2.	地理	球温暖化対策推進に関する法律・改正エネルギーの使用の合理化に関する法律	11
	1.2.	.1	地球温暖化対策推進に関する法律(地球温暖化対策法)	11
	1.2.	.2	改正エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正省エネ法)	18
2.	食品	席	棄物及び二酸化炭素(CO2)削減のための取組の推進に向けて	24
2	.1	業星	界団体に対するアンケート調査結果	24
	2.1.	.1	食品廃棄物の発生抑制に関する主な取組	24
	2.1.	.2	二酸化炭素 (CO2) 削減に関する主な取組	25
2	.2.	発生	生・排出状況の把握方法	26
	2.2.	.1	環境マネジメントシステム	26
	2.2.	.2	実態把握手法(エコアクション 21 を例に)	27
2	.3.	取約	組によるインセンティブの考え方	32
3.	食品	席	棄物の発生抑制対策	33
3	.1.	ISO	O14001・エコアクション 21 取得企業等による取組の実施状況	33
	3.1.	.1	環境アクションレポートのレビュー	33
	3.1.	.2	取組の実施状況と効果に関するアンケート	36
	3.1.	.3	主な取組の類型	37
3	.2.	特征	徴的な取組とその効果	38
	3.2.	.1	食品廃棄物の発生量の把握	38
	3.2.	.2	受発注精度の向上・在庫管理の徹底	39
	3.2.	.3	製造・流通・販売における工程の見直し・改善	41
	3 2	4	商品に関する技術開発	45

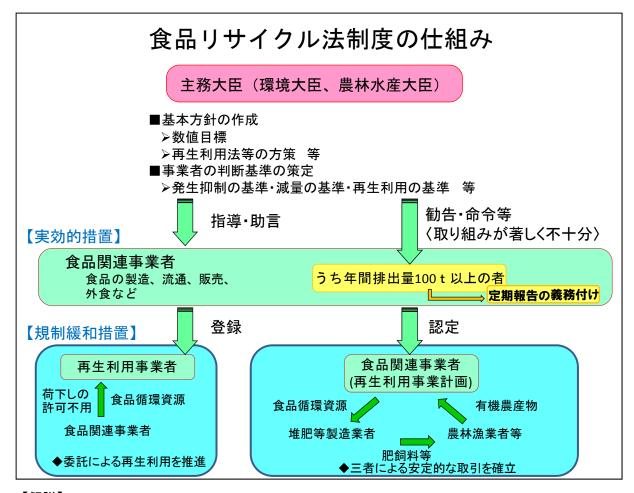
	3.2.5	食品の有効利用	46
4.	CO ₂ 排	非出削減対策	48
4	.1. IS	O14001・エコアクション 21 取得企業による取組の実施状況	48
	4.1.1	環境レポートのレビュー	48
	4.1.2	取組の実施状況と効果に関するアンケート	52
	4.1.3	主な取組の類型	53
4	.2. 特	徴的な取組とその効果	54
	4.2.1	共通の設備関連対策	54
	4.2.2	共通での運用改善対策	56
	4.2.3	工場・事業場における設備関連対策	60
	4.2.4	工場・事業場における運用改善対策	61
	4.2.5	配送における対策	62
	4.2.6	店舗での運営改善対策	63
4	.3. CO	O_2 削減対策に関する支援策(平成 23 年度実施支援策)	64
	4.3.1	中小企業の省エネルギー技術導入に関する経済支援策	64
	4.3.2	中小企業の省エネルギー対策実施に関する各種支援策	69
参き	音資料		70

1. 関連法制度の概要

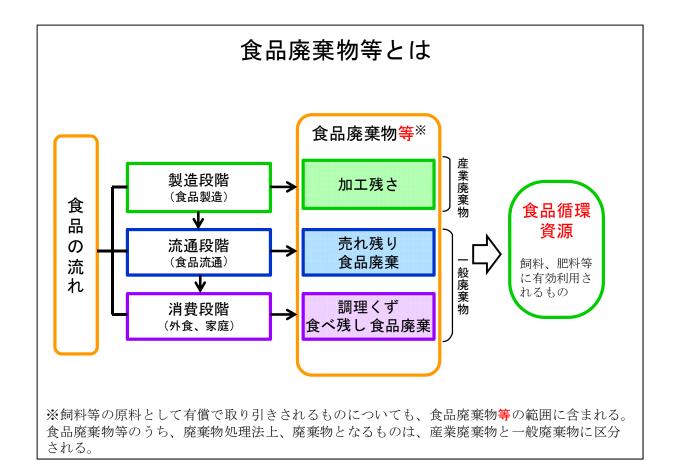
1.1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律



- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)は環境基本法、循環型社会形成推進基本 法の下に位置づけられている。
- ・廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制や適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を 通じて、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを 目的としている。
- ・廃棄物処理法の下には様々なリサイクル法が制定されており、食品循環資源の再生利用等の 促進に関する法律(食品リサイクル法)は平成12年に制定された。



- ・食品リサイクル法では、食品廃棄物等を排出する全ての食品の製造・加工業者(食品メーカー)、 卸売・小売業者(各種食品卸、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋など)、飲食 店業及び食事の提供を伴う事業を行う者(食堂、レストラン、ホテル、旅館、結婚式場、ディ ナークルーズ船など)を「食品関連事業者」という。
- ・食品リサイクル法は、食品関連事業者などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的にしている。
- ・食品リサイクル法で対象となる食品廃棄物は、食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理 の過程において生じたくずであり、家庭から排出される生ごみは対象外となっている。
- ・食品リサイクル法では、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用に取り組むときに、より 実施しやすい環境を整えるためにいくつかの制度を設けている。「登録再生利用事業者制度」は、 優良な再生利用事業者を育成することを目的とした登録制度や食品関連事業者の取組が円滑に するため、食品関連事業者(排出者)、再生利用事業者(リサイクル業者)及び農林漁業者(肥 飼料利用者)による食品循環資源システム(食品廃棄物由来の肥飼料により生産された農畜水 産物を食品関連事業者が引き取る計画・食品リサイクルループ)の構築を促す「再生利用事業 計画認定制度」がある。



- ・食品廃棄物は、(1)産業廃棄物として食品製造業から、(2)一般廃棄物として、①事業系は 食品流通業及び外食産業から、②家庭系は家庭から排出される。
- ・食品廃棄物等とは、廃棄物処理法に定められた廃棄物が大部分を占めるが、飼料等の原料と して有償で取り引きされるものも含まれる。
- ・液状のものも対象となる(例:廃食用油)
- ・排水処理工程で生じる汚泥は、食品廃棄物等に含まれず食品リサイクル法の対象外となる。

食品廃棄物排出者の責務

<u>廃棄物処理法</u>では、事業活動に伴って生じた廃棄物は、 排出事業者が責任を持って処理を行わなければならない。

- ▶事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正処理する。
- ▶事業活動に伴って生じたごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより、廃棄物の減量に務める。
- ▶ごみの減量、適正処理等について、国や市、町の施策に協力する。

食品リサイクル法では、食品関連事業者に食品廃棄物の再生利用等に取組むことが求められている。

- ▶食品廃棄物の発生を抑制する。
- ▶食品廃棄物のうち食品循環資源については、再生利用に取り組む。
- ▶再生利用出来ない食品循環資源については、処理時の熱回収を行う。
- ▶食品廃棄物の減量に取り組む。

- ・食品廃棄物排出者中には、廃棄物処理法上、事業活動に伴ってごみを生じる産業廃棄物排出 事業者となる。このため、自らの責任でこれらのごみを適正処理する責務を負う。さらに、 ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の 3R を促進することにより廃棄 物の減量に努なければならない。
- ・そのような状況において、食品リサイクル法では、全食品関連事業者を対象に、食品廃棄物を 発生抑制するとともに、食品廃棄物の再生利用等に取り組むこととしている。その中でも食品 廃棄物等の発生量が年間 100 トン以上の食品関連事業者(食品廃棄物等多量発生事業者)は、 毎年度6月末までに、主務大臣に定期報告が義務付けられている。

取り組みの優先順位



製造や流通過程の工夫、消費のあり方の見直しなどによって、先ずは、食品廃棄物等そのものの発生抑制に取り組む



再生利用施設の立地条件や受入状況により、 再生利用が困難な食品循環資源であって、メ タンと同等以上の効率でエネルギーを回収で きる場合に限り選択可能。(熱回収は第三者 に委託または譲渡でも可能)



食品廃棄物等のうちで再資源化できるものは 飼料や肥料、油脂や油脂製品、メタン、炭化 製品(燃料および還元剤としての用途)、エタノールの原料として再生利用する。(再生 利用は第三者に委託または譲渡でも可能)



食品廃棄物等は水分を多く含み、腐敗しやすい性質がある。再生利用や熱回収が出来ない場合は、脱水、乾燥、発酵、炭化により減量を行い、廃棄処分を容易にする。

- ・食品リサイクル法では、再生利用等に取り組みについて優先順位が定められている。
 - ①製造、流通、消費の各段階で食品廃棄物等そのものの発生を抑制する。
 - ②再資源化できるものは飼料や肥料などへの再生利用を行う。
 - ③再生利用が困難な場合に限り熱回収をする。再生利用が困難な場合とは、再生利用施設が 半径 75km 圏内に立地していない場合で、得られる熱または電気の量が 1 トン当たり 160MJ 以上 (廃食油等の場合は 1 トン当たり 28,000MJ 以上) である場合のみ実施できる。
 - ④再生利用や熱回収が出来ない場合は脱水・乾燥などで減量して適正処理を容易にする。

再生利用等の概要

食品廃棄物等の量、組成および需要などを十分に把握し、適切な再生利用の方法を選択。

再生利用の手法: 飼料、肥料、油脂および油脂製品、メタン、炭化製品(燃料および還元剤) エタノールの原材料

容器包装、食器、楊枝その他の異物や再生利用に適さない食品廃棄物を適切に分別。

<mark>飼料化</mark>は、食品循環資源の成分やカロリーを有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、再生利用を行うにあたり<mark>優先的に選択</mark>する。その際、飼料の安全性確保には万全を期す。

肥料化は、地域や市場での有機質肥料の需給状況や農業者のニーズを踏まえつつ、利用先の確保を前提に実行する。

再生利用等の実施率目標

個々の事業者の取組状況に応じた再生利用等の実施率目標(基準実施率)設定 食品関連事業者は毎年アップする基準実施率を再生利用等実施率が上回ることを求められる。

業種別・再生利用	生利用等の実施率目標					
食品製造業	85%					
食品卸売業	70%					
食品小売業	45%					
外食産業	40%					

※実施率目標は食品関連事業者に個別に 義務づけるものではなく、それぞれの事業 者が、判断基準省令に従い、食品循環資 源の再生利用等に計画的に取り組んだ場 合に、平成24年度までに、その業界全体で の達成が見込まれる目標

※平成 19 年度再生利用等実施率が 20%未満の場合は、20%として基準実 施率を計算する。

- ・再生利用とは、自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用することであり、「基本方針」及び「判断基準省令」に基づき。「飼料化」が、再生利用の中で最優先に位置づけられている。
- ・食品リサイクル法に基づき、平成13年5月に定められた基本方針においては、食品関連事業者は、食品循環資源再生利用等に取り組み、平成24年までに達成すべき再生利用等の実施率目標が、業種別に定められている。

食品関連事業者の再生利用等の促進措置

主務大臣による判断基準の提示(省令)

- ■発生抑制、再生利用、減量に当たっての基準
- ■食品廃棄物等発生量、再生利用等実施状況の把握等

法の実効性 確保措置



指導・助言

勧告・公表・命令・罰金 (取組が著しく不十分な場合)

全ての食品関連事業者 食品の製造、流通、販売、 外食等(約24万業者)

食品廃棄物等多量発生事業者 (年間排出量100 t 以上の者)

- ■食品廃棄物発生規模の大小に関係なく、食品関連事業者は全て 食品循環資源の再生利用等に取り組むことが必要
- ■ただし、取組が著しく不十分な場合の勧告以上の措置の対象と なるのは、食品廃棄物等多量発生事業者のみ

- ・食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項が 定められ、食品関連事業者は、基本方針の再生利用等の実施率の達成に向けて、この基準の 遵守が求められる。
- ・このために、主務大臣による指導、助言のほか、食品廃棄物等の発生量が一定の事業者に対しては、勧告・命令等の措置が講じられることもある。

発生抑制のための取組例

仕入過程

- ▶産地での下加工など一次処理後の 原料仕入れ
- ▶調理済み食品の仕入れ
- ▶製造(販売)量に合わせた仕入れ
- ▶ロスの出ない製品・材料への仕入れの見直し

製造 · 調理過程

- ▶製造、搬出等設備の更新又は導入
- ▶小ロットでの製造
- ▶ロスの出ない製品開発
- ▶規格外品の再使用や未使用原材料 の有効利用
- ▶調理方法の改善による料理くずの 削減

輸送・保管過程

- ▶在庫管理システムの導入
- ▶包装・梱包方法の改善
- ▶きめ細やかな配送
- ▶保管設備(冷却機、高性能冷蔵庫等)
 の更新又は導入
- ▶輸送設備(冷凍・冷蔵庫等)の更新又は導入

販売過程

- ▶食品の量り売り、バラ売り
- ▶少量パックでの販売
- ▶賞味期限の迫った商品の特売販売
- ▶安易な返品の抑制
- ▶メニュー、調理ボリュームの最適 化
- ➤販売状況に応じた料理等、販売方 法の改善

- ・食品リサイクル法の再生利用等で最優先に取り組むべきとされている、「発生抑制」のための 取り組みの一例を示す。
- ・業種や事業活動の内容に応じて、それぞれに適した取り組みを行うことが、効果的である。

- 1.2. 地球温暖化対策推進に関する法律・改正エネルギーの使用の合理化に関する法律
 - 1.2.1 地球温暖化対策推進に関する法律(地球温暖化対策法)

地球温暖化対策法

地球温暖化対策法(地球温暖化対策推進に関する法律)の目的

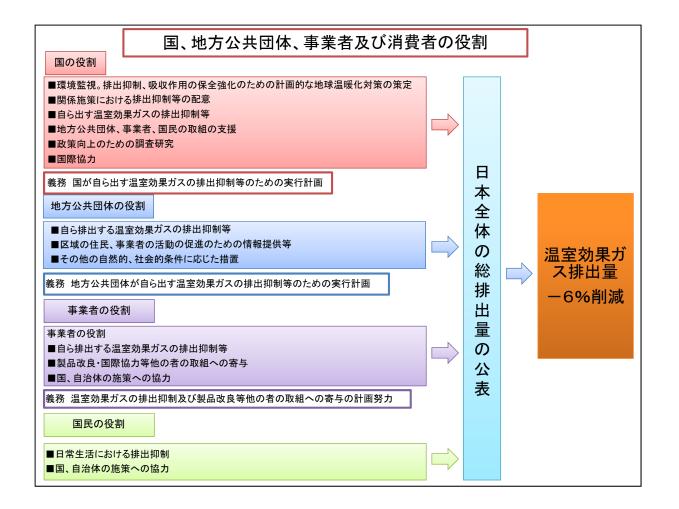
京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

地球温暖化対策法の概要

国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むため、政府は「京都議定書目標達成計画」を策定するとともに、平成21年度において温室効果ガス排出量を勘案し、目標及び施策について検討を加えることが規定されています。また、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」が規定されています。

【解説】

・地球温暖化対策推進に関する法律(地球温暖化対策法)は、「京都議定書目標達成計画」を策定すること、平成 21 年度の温室効果ガス排出量を勘案し目標及び施策について検討すること、さらに、「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」が規定されている。



- ・京都議定書目標値(日本が 2012 年までに国際的に削減義務を負っている目標値)である温室 効果ガス(*)排出量マイナス6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者及び 消費者の役割が規定されている。
- ・各自、自ら排出する温室効果ガスの排出抑制等をはじめ、国は、地方公共団体、事業者及び 国民が排出抑制等に取り組みやすい環境を作ることであり、地方公共団体は、事業者及び国民 が排出抑制等に取り組みやすい環境を作ることであり、事業者と国民は国と自治体の施策へ 協力することである。
 - (*) 温室効果ガスとは、二酸化炭素 (CO_2) 、メタン (CH_4) 、一酸化窒素 (N_2O) 、代替フロン等 $(HFC \cdot PFC \cdot SF_6)$ の 6 種類のガスをいう。

温室効果ガス算定・報告・公表制度

(1)制度の概要

- 平成17年の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により導入
- 温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量の算定、 国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計、公表する制度

(2)制度のねらい

- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤確立 自らの関連する活動を通じて直接・間接に排出する温室効果ガスの量を算定、把握→排出 量の抑制対策を立案し、実施し、対策の効果をチェックし、新たな対策を策定して実行すると いう、Plan-Do-Check-Action(PDCA)サイクルを通じた取組の推進
- 情報の公表、可視化による国民、事業者全般の自主的取組みの促進、気 運の醸成

算定、把握された排出量を国が一定のルールで集計、公表

- →排出者による自らの排出や対策の状況認識、更なる対策の必要性、進捗状況の把握
- →各主体からの排出状況が可視化されることによる国民各界各層の排出抑制に向けた機 運の醸成、理解の増進

【解説】

・温室効果ガス算定・報告・公表制度は、温室効果ガス量の削減について、PDCA サイクル(Plan (計画) \rightarrow Do (実行) \rightarrow Check (評価) \rightarrow Act (改善) の4段階のサイクル)を適用した自主的取組の推進のために、温室効果ガス算定方法を定めた。さらに算定結果を広く公表し可視化することにより、取組の促進を図るものである。

未来が変わる。 25 算定・報告・公表制度全体の流れ ② 事業所管大臣は報告され ③ 通知された情報は環境大臣・経 ① 対象となる者(特定排出者)は、自 た情報を集計し、環境大 済産業大臣によって集計され らの排出量を算定し、毎年7月末ま で(輸送事業者は6月末まで)に、 臣・経済産業大臣へ通知 国民に対して公表、開示される 前年度の排出量情報を事業者単 位で報告 排出量情報等を、 特定排出者 環経済産 玉 事業者別、業種別、 閲覧 -定以上の温室効果ガスを排 事業所管大臣 都道府県別に集計 出する事業所を所有する事業者 民 報告 して公表 通知 大大臣臣 等が対象(公的部門を含む) 開 示 176 請求に応じて、事 請求 業所別の排出量情 報等を開示 ※ 排出量の増減理由等の関連情報 : ※ 排出量の情報が公にされることで権利利益が害される恐れが ※ 報告義務違反、虚偽 も併せて報告することが可能 あると思料される場合は権利利益の保護を請求することが可能 の報告に対しては罰則 <u>エネルギー起源CO2の報告については、省エネ法定期報告書を利用した報告を認めるなど、省エ</u> <u>ネ法の枠組みを活用</u> 資料:環境省ホームページ 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について 制度概要資料 平成23年6月版 (http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/)

- ・エネルギー起源 CO₂以外の報告の流れは、7月末まで(輸送事業者は6月末まで)に前年度の 排出量情報を事業者単位で報告し、それを受け取った事業所管大臣は、報告された情報を環境 大臣・経済産業大臣へ通知する。さらに、環境大臣・経済産業大臣は、公表・開示を行うこと になっている。
- ・エネルギー起源 CO₂ の報告は、改正エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正省エネ法)定期報告書を利用した報告を認めるなど、省エネ法の枠組みを活用することになっている。

事業者の責務

• 事業活動に伴って一定規模以上の温室効果ガスを排出する者(特定排出者)は、毎年、温室効果ガスの種類ごとに温室効果ガス算定排出量を報告するとされています。

温室効果ガスの種類	対象者
エネルギー起源CO ₂	全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者(特定事業所排出者) 省エネ法で特定荷主及び特定輸送事業者に指定されている事業者(特定輸送排出者)
上記以外の温室効果ガス	次の①および②の要件をみたす排出事業者(特定事業所排出者) ①温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合 計がCO ₂ 換算で3,000t以上 ②事業者全体で常時使用する従業員数が21人以上

- ※京都議定書の6%削減目標を確実に達成するため、平成20年3月に温暖化対策推進法が一部改正され、事業所単位から事業所単位・フランチャイズ単位による排出量の算定・報告・公表制度へと変更され、加盟している全ての事業所における事業活動をフランチャイズチェーンの事業活動とみなし報告することになりました。
- ※この結果、業務その他部門の約50%が排出量の算定・報告・公表制度の対象となっています。

- ・温室効果ガス算定排出量の報告義務は、エネルギー起源 CO₂ として、全ての事業所のエネルギー使用量合計が原油換算値 1,500kL/年以上となる事業者である。
- ・エネルギー起源 CO_2 以外の報告義務対象者は、温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量が CO_2 換算で 3,000 トン/年以上であることと、事業所全体で常時使用する従業員数が 21 人以上の事業者である。

1年度間のエネルギー使用量1,500klの目安

事業所の種類	一般的な目安
●小売店舗	延べ床面積:約3万m ₂ 程度
●オフィス・事務所	電力使用量:約600万kWh/年 程度
●ホテル	客室数:300~400室 程度
●病院	病床数:500~600床 程度
●コンビニエンスストア	店舗数:30~40店舗 程度
●ファーストフード店	店舗数:15店舗 程度
●ファミリーレストラン	店舗数:15店舗
●フィットネスクラブ	店舗数:8店舗 程度

注)事業所の立地条件や施設の構成(例えば総合病院と診療 病院など)によりエネルギーの使用量は異なります)

【解説】

・温室効果ガス算定排出量の報告での、1年間の使用合計が、1,500kL/年(原油換算値)以上となる事業所は、国への届け出が必要となり、その種類別規模の目安は、コンビニエンストアで店舗数30から40程度で、ファーストフードで15店舗程度、ファミリーレストランで15店舗程度である。

温室効果ガス排出量算定の流れ

(1)排出活動の抽出

温室効果ガスごとに定めた当該温室効果ガスを排出する活動のうち、事業者が行っている活動を抽出

(2)活動ごとの排出量の算定

抽出した活動ごとに、政省令で定められている算定方法・排出係数を用いて排出量を算定温室効果ガス排出量=活動量×排出係数活動量:生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標排出係数:活動量当りの排出量

(3)排出量の合計値の算定

温室効果ガスごとに、活動ごとに算定した排出量を合算



温室効果ガスごとの排出量をCO2の単位に換算 温室効果ガス排出量(tCO2)=温室効果ガス排出量(tガス)×地球温暖化係数(GWP) GWP(Global Warming Potential):温室効果ガスごとの地球温暖化をもたらす程度のCO2との比

【解説】

・温室効果ガス排出量算定の流れは、事業者が行っている活動を抽出し、活動ごとに政省令で 定められた算定式及び排出係数などで算定する。さらに、それら排出量を合計し、最後に地球 温暖化係数を乗じて CO_2 換算値を算定する。地球温暖化係数とは、温暖化効果ガスごとの地球 温暖化をたらす CO_2 との相対的度合いを示すものである。

1.2.2 改正エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正省エネ法)

改正省工ネ法

改正省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)の目的

石油危機を契機として昭和54年に制定された法律であり、

- ▶「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」
- ▶「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置を講ずる」

改正省エネルギー法の概要

のみで特定できる場合の熱

- ▶地球温暖化対策の一層の推進のためには、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における省エネルギー対策を強化することが必要。
- ▶そのため省エネ法を改正し、オフィス・コンビニ等や住宅・建築物に係る省エネルギー対策を強化

対象とするエネルギー

燃	原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他の石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス) 可燃性天然ガス
料	石炭及びコークス、その他の石炭製品(コールタール、コークス炉ガス、 高炉ガス、軽炉ガス)であって、燃焼その他の用途(燃料電池による発

- 電)に供するもの

 熟 上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等)
 対象と鳴らないもの:太陽熱及び地熱など、蒸気燃料を熱源としない熱
- 電 上記に示す燃料を起源とする電気 気 対象とならないもの:太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、蒸気燃料を起源としない電気のみであることが特定できる場合

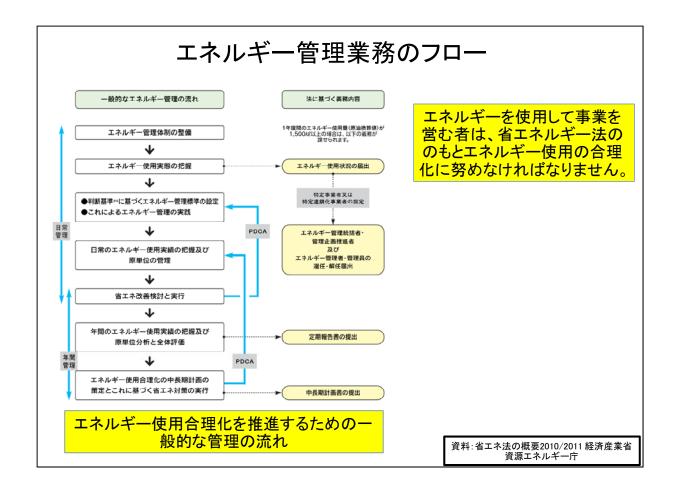
規制する分野

が正いりょのソフェル					
工場棟	●工場等を設置して事業を行う者 ・工場を設置して事業を行う者 ・事業場(オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、 学校、サービス施設等)を設置して事業を行う者				
輸送	●輸送事業者: 貨物・旅客の輸送を業として行う者 ●荷主: 自ら貨物を輸送事業者に輸送させる者				
住宅・建築物	●建築時:住宅・建築物の建築主 ●増改築、大規模改修時:住宅・建築物の所 有者・管理者 ●特定住宅(戸建て住宅):住宅供給事業者				
機械器具	●エネルギーを消費する機械器具の製造事 業者及び輸入事業者				

【解説】

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律である。上記に記載した目的のために制定された。
- ・その後、大幅にエネルギー消費量が増え CO2排出量が増えている民生(家庭+業務) 部門において、住宅や建築物に関する省エネ対策を強化するため改正された。省 エネ法におけるエネルギーとは、上記に示す燃料、熱、電気を対象としており、廃棄物からの 回収エネルギーや風力、太陽光等の再生可能エネルギーは対象とならない。
- ・省エネ法が直接規制する事業分野は、上記に示す"工場等"(工場又は事務所その他の事業場)、 "輸送"、"住宅・建築物"、"機械器具"の4つがあり、それぞれ事業者が規制の対象とされる。

〈出典:省エネルギーセンターHP情報 http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline/01.html#3〉



- ・エネルギーを使用して事業を営む者は、省エネ法のもとエネルギー使用の合理化に努めることとなっている。
- ・エネルギー使用の合理化を推進するための一般的な管理の流れは、上図に示すとおりである。 事業者は、適切なエネルギー管理を行うために、管理体制を整備した上で、自らのエネルギー 使用の実態を把握し、判断基準に基づき設定する管理標準によりエネルギー管理を実践する。 さらに、日常のエネルギー使用実績を原単位で管理することにより、省エネの改善の検討及び 実践を行う。

以上の PDCA サイクル (Plan (計画) \rightarrow Do (実行) \rightarrow Check (評価) \rightarrow Act (改善) の4 段階のサイクルの略) による日常の管理を、更に年間単位で PDCA 管理することで、総合的なエネルギー使用の合理化の管理が可能となる。

なおフロー図の「一般的なエネルギー管理の流れ」の中にある"判断基準"とは、エネルギーを使用し事業を行う事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経済産業大臣が定め、告示として公表したものである。詳細は22頁を参照のこと。

規制対象となる事業者

①事業者単位(企業単位)で一定規模以上のエネルギーを使用している事業者



一定規模以上のエネ ルギーとは?

1年度間のエネルギー 使用量(原油換算値) が合計で1,500kl以上 (温暖化対策防止法資 料P6参照)

②フランチャイズチェーン事業等を行っている事業者



資料:省エネ法の概要 2010/2011 経済産業省 資源 エネルギー庁

- ・規制対象となる事業者は、一定規模以上のエネルギーを使用することにより、1年間のエネルギー使用量を国へ届け出て、特定事業者の指定を受けることになる。
- ・事業者単位(企業単位)の範囲が平成20年度の改正で、事業者全体(本社、工場、支店、営業所、店舗等)となり、それらの1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kL以上の場合、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければならなくなった。
- ・事業者単位の範囲は、法人格単位が基本となることから、子会社、関連会社、協力会社、持株 会社等はいずれも別法人であるため、事業者単位としては個別に扱われる。
- ・フランチャイズチェーン事業等については、その本部とその加盟店との間の約款等の内容が、 経済産業省令で定める条件に該当する場合、その本部が連鎖化事業者となり、加盟店を含む 事業全体の1年度間のエネルギー使用量が合計して原油換算値1,500kL/年以上の場合に、その 使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受けなければならない。

事業者・特定事業者・特定連鎖化事業者の義務

事業者全体としての義務

年間	オスルギー使用量 (原油換算kt)	1,500㎏/年以上	1.500㎏/年 未満				
	事業者の区分	の区分 特定事業者又は特定連鎖化事業者					
事業者の	選任すべき者	エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者					
(/) 美 粉	遵守すべき事項	判断基準の遵守(管理標準の設定、省エネ措置の実施等)					
	事業者の目標	中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減					
	行政による チェック	振導・助言、報告徴収・立入検査、 合理化計画の作成指示 (指示に従わない場合、公表・命令) 等					

年間エネルギー使用量が 1,500kl未満でも事業者の 義務・目標があります。

特定事業者または特定連鎖化事業者が設置する工場等ごとの義務

年間エネルギー使用量 (原油換算kl)	3,000 <i>k</i>	ℓ/年以上	1,500㎏以上~3,000㎏/年未満	1.500㎏/年 未満
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等		第二種 エネルギー管理指定工場等	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者 第一種指定事業者		第二種特定事業者	_
業種	製造業等5業種 (鉱業、製造業、 電気供給業、 ガス供給業、熱供給業) ※事務所を除く	左記業種の事務所 左記以外の業種 (ホテル、病院、学校等)	全ての業種	全ての業種
事業者 の義務 選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員	_

その他、特定事業者または特定連鎖化事業者は毎年度7月末までに報告書、中長期計画書の提出、エネルギー管理者等の選解任とその届出の義務があります。

資料:省エネ法の概要 2010/2011 経済産業省 資源 エネルギー庁

- ・前頁で概説した規制対象となる事業者は、上記に示す義務及び目標が課せられる。
- ・事業者全体としては、「エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者」を選任するととも に、行政によるチェックを受ける義務が生じる。
- ・特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置する工場等ごとでは、「第一種または第二種エネルギー管理指定工場等」及び「第一種特定事業者または指定事業者、第二種特定事業者」として認定され、エネルギー管理員を選任する義務が生じる。

判断基準について

判断基準とは、エネルギーを使用し事業を行う事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を経済産業大臣が定め、告示として公表したもの。

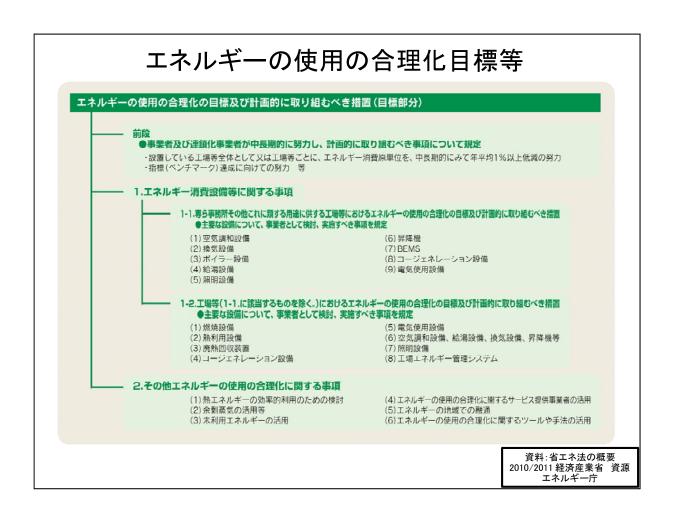
各事業者はこの判断基準に基づき、エネルギー消費設備ごとや省エネルギーごとに、運転管理や計測、記録、保守・点検の方法について管理基準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

判断基準は基準部分と目標部分で構成されている。



資料:省エネ法の概要 2010/2011 経済産業省 資源 エネルギー庁

- ・判断基準とは、20 頁にて示したエネルギーを使用し事業を行う事業者が、エネルギーの使用の 合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経済産業大臣が 定め、告示として公表したものである。
- ・各事業者はこの判断基準に基づき、エネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとに、運転 管理や計測・記録、保守・点検の方法について管理標準を定め、これに基づきエネルギーの 使用の合理化に努めなければならない。
- ・判断基準は基準部分と目標部分で構成されており、基準部分の概要は上記のとおりである。 前段として、事業者及び連鎖化事業者が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項を6項目規定 し、「専ら事業所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化 に関する事項」と「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項」が示されている。 目標部分は、次頁を参照のこと。



- ・判断基準の目標部分は、上記のとおりである。
- ・前段として、事業者及び連鎖化事業者が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定し、「エネルギー消費設備等に関する事項」と「その他エネルギーの使用の合理化に関する事項」と区分して目標及び計画的に取り組むべき措置が示されている。

2. 食品廃棄物及び二酸化炭素 (CO2) 削減のための取組の推進に向けて

2.1 業界団体に対するアンケート調査結果

食品関連事業者を対象として、廃棄物の発生要因、削減のための対策に関するアンケートを 実施した(発送数 119、回収数 22、回収率 18.5%)。調査結果の概要を以下に示す。

2.1.1 食品廃棄物の発生抑制に関する主な取組

区分	用途別	発生要因	設備改善	運用・工夫	回答業種の 主な取扱品目
共通				・廃棄物発生量の工程別把握と管理・廃棄物発生量の把握	
	計画	原材料のロス 欠品対策余分 見込み製造品のロス		・計画生産の精度の向上 ・発注生産への切換 ・販売数予測精度の向上 ・堆肥化、飼料化	畜産加工品 麺類
		加エロス	・製造工程、機器の適正化 ・破砕・脱水による減量	・現地工場での製造指導・端材を利用した商品開発・堆肥化、飼料化	畜産加工品 冷凍食品 水産加工品 麺類
生産		ロット切換時のロス	・圧空押し等の回収方法の導入	・商品切替を減少させる生産計画	乳製品 畜産加工品
工座	生産	アウト品の発生	・製造ラインからの落下防止等	・作業工程の標準化・工程管理システム・レシピ管理システム	畜産加工品 保存食料品 パン・菓子類
		副産物、残渣		・飼料、肥料、代替燃料への再生利用 ・下処理済み原料を購入	調味料 保存食料品 冷凍食品 水産加工品 飲料
	在庫 管理	賞味期限切れ	・管理温度帯の改善・製造工程のクリーンルーム化	・賞味期限延長化技術の開発 ・営業側との調整による製造計画の 見直し	日本乳業協会 麺類
		納期期限切れ 配送時の破損		・賞味期限切れにならない在庫管理・返品廃棄の責任の明確化・納入期限の弾力化の要請	加工食品卸売 パン・菓子類
流通	発注• 出荷	返品		・自社内で販売 ・1/3ルールの再検討 ・納入期限の弾力化の要請 ・安易な返品を防止する意識啓発	乳製品 麺類
	販売	賞味期限切れ		・値下げ売り切りによる廃棄の削減	

- ・アンケート調査による食品産業(食品製造業、食品流通業及び外食産業)の各種団体の食品 廃棄物の発生抑制についての取組は、上記に示すとおりである。
- ・上記の表は、発生抑制について区分及び用途別に、さらには発生要因別に整理したものである。
- ・これらの取組は、工程区分共通として、食品廃棄物の発生量の把握が挙げられる。さらに、 生産区分では、原材料の歩留に直結する各ロス等の発生抑制に取り組んでいる。流通区分では、 賞味期限、納入期限に係る対応が挙げられる。

2.1.2 二酸化炭素 (CO₂) 削減に関する主な取組

区分	種類別	設備改善(設備更新、高効率化等)	運用改善·工夫関連	回答業種の 主な取扱品目
	電力全般	・断熱(屋根・壁面塗装、断熱扉等) ・夜間電力利用(蓄熱システム) ・高効率熱交換器	・社内研修等を通じ省エネ意識の高揚・省エネ法への啓蒙と普及 ・節電の徹底	共通
	コンプレッサー	・台数の制御設定	・適正圧力に設定	共通
電力: 動力, 空却, 照明	空調	 ・高効率チラーの導入 ・温水吸収式冷凍機導入 ・インバーター導入 ・コージェネレーション ・デマンドコントローラー ・省エネ型への切替え 	・設定温度の見直し・吸気口、吹き出し口等の清掃	共通
等	冷凍庫·冷蔵庫	・高効率冷凍機の導入・インバーター導入・コージェネレーション・デマンドコントローラー・夜間蓄熱システム	・庫内の整理整頓 ・時間帯による開閉・使用禁止 ・定期的な稼動チェック ・出荷冷蔵庫の出荷口の改造	共通
	照明	・省エネ型照明機器の導入	・節電、不要箇所の間引き	共通
	共通 加熱工程(殺菌、加熱 調理、蒸気加湿等)	・高効率ボイラー導入 ・レトルト釜の保湿材被覆 ・排熱回収(エコノマイザー) ・燃料転換 ・コージェネレーションシステム	・台数の制御設定・現場供給圧力設定等の最適化	<u>共通</u> 畜産食料品 保存食料品 飲料 糖類 麺類
	製品(粉)・副産物の乾 燥工程	・給気・排気の高効率熱交換器導入		乳製品 糖類 水産加工品
加熱	調理加熱工程(蒸す、炒める、焼く、揚げる、炊飯等)	・燃料転換 ・圧力釜 ・高効率調理器(圧力釜、高温蒸気炊 飯器等)	・未使用時の温度下げ ・ガスバーナーの定期清掃	パン・菓子類 調味料 農産加工品 水産加工品 水産加工品 弁当・惣菜
	乾燥•焙煎•焙乾	・燃料転換 ・省工ネ乾燥設備		パン・菓子類 水産物加工品
	濃縮·結晶化工程	・多重濃縮効用缶・高効率熱交換器・省エネ付帯設備		糖類
	乾燥用加熱、蒸気加湿 工程	・省エネ設備	・気候に合わせた生産計画	麺類
配送	出荷·配送	・船舶輸送へ一部切替 ・電気式フォークリフトの導入 ・省エネ車両の導入	・省エネ輸送を推進している物流会社を使用 ・業務提携による交錯輸送の解消 ・ロットの集約化と輸送の大型化 ・エコドライブの推進 ・配送ルートの再検討 ・一括配送や共同配送 ・配送ルートの見直し ・積載量の適正化	共通

- ・アンケート調査による食品産業(食品製造業、食品流通業及び外食産業)の各種団体の CO₂ 削減に関する取組は、上記に示すとおりである。
- ・上記の表は、CO₂ 削減について区分及び種類別に、設備更新などのハード系の取組と、運用 改善などのソフト系の取組に整理したものである。これらの取組のうち、加熱区分については、 各業界団体の特性応じた取組がなされている。

2.2. 発生・排出状況の把握方法

2.2.1 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステム

(1)環境マネジメントシステムとは

〇環境マネジメント(又は「環境管理」)

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと

○環境マネジメントシステム(Environmental Management System) 環境マネジメントのための工場や事業所内の体制・手続きの仕組み

エコアクション21 (環境省)

ISO14001 (国<u>際規格)</u>

エコステージ

KES・環境マネジメントシステム・スタンダート

等

(2)環境マネジメントの必要性

- ①消費者の環境意識の高まり、企業間のグリーン購入の活発化等を受け、環境にやさしい 商品・サービスを提供する環境にやさしい企業であることが、将来的なビジネスチャンス にもつながる
- ②地球環境の容量の限界から、今後ますます強化される環境保全に対する様々な規制・ 要請に対応するためには、EMSによる体系立った取組が必要
- ③EMSを通じて実施する省エネ・省資源が経費節減にもつながるとともに、組織内部の管理 体制の効率化にもつながると言われている

出所:環境マネジメントシステムとは(http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-1.html)

- ・組織や事業者が環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく ことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、こうした自主的な環境管理の取組状況に ついて、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」という。
- ・地球環境問題に対応し、持続可能な発展をしていくためには、経済社会活動のあらゆる局面で 環境への負荷を減らしていくことが必要。そのためには、幅広い組織や事業者が、規制に従う だけでなく、その活動全体にわたって、自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていくことが 求められる。環境マネジメントは、そのための有効なツールである。
- ・環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていてくために効果的 な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されている。
- ・環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 がある。この他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがある。

発生量・排出状況の実態把握方法

(1)食品廃棄物の発生量・排出状況の実態把握方法

食品廃棄物等の 発生量

〇毎年の

- 1. 売上高
- 2. 製造数量
- 3. 販売数量
- 4. 原材料数量

食品廃棄物の原単位 (1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月等 1事業所当たり、1年当たりの発 生量を把握しておく)

(2)食品廃棄物の排出抑制に伴う環境負荷の低減効果

★エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン2011年版(暫定版)より

- ○事業所の温室効果ガス排出量の試算は以下の項目ごとに試算する
 - ①エネルギー消費
 - ·購入電力
 - ・化石燃料(灯油、A重油、都市ガス、液化天然ガス、ガソリン、軽油)
 - その他(蒸気)
 - ②産廃
 - •廃油
 - 廃プラスチック
 - ③その他

【解説】

・環境マネジメントへの取組を行うに際しては、まず始めに、自らの事業活動に伴う環境負荷を 把握することが重要である。とくに、事業活動全体について、物質やエネルギー等のインプッ トとアウトプットを定量的に把握するべきで、とくにインプットとアウトプットの定量的バラ ンスをとること(マテリアルバランス)がポイントである。その際には、9項目の環境負荷に ついて把握する。

ケースごとの把握方法事例 廃棄物排出量のケース 事業活動例 環境負荷の把握 環境への取組 (取組の自己チェック) (負荷の自己チェック) 〇製造工程·生産 ■廃棄物排出量 ■食品廃棄物の発生 工程または店舗等 抑制、リサイクル からの廃棄物の発 •食品廃棄物、事務 生 系一般廃棄物、産業 ■廃棄物発生抑制、 廃棄物 等 リサイクル ・具体例:ラインの落下防止 ■落下防止装置の設 置 〇ラインからの製品 ■ライン落下による ■防止のためのマ 食品廃棄物量 ニュアル作成 の落下による食品 廃棄物 ■従業員に対する指

【解説】

・廃棄物の発生量を把握する場合は、上図に示すとおり事業活動別に、環境負荷項目である廃棄 物の発生量を定量的に把握(自己チェック)するとともに、それらの削減(負荷軽減)を目的 とする取組について自己チェックを行う。

ケースごとの把握方法事例 二酸化炭素排出量のケース 事業活動例 環境負荷の把握 環境への取組 (取組の自己チェック) (負荷の自己チェック) ■温室効果ガス(二酸 化炭素)排出量 〇空調・ボイラー等 ■二酸化炭素の排出 による化石燃料の 抑制 ·購入電力、化石燃料、 使用 廃油・廃プラスチック の焼却 等 具体例:加熱用ボイラー ■二酸化炭素排出量 ■サーモジャケット取 り付け ・重油の使用量(排 ■ボイラーブロー水 〇加熱用重油ボイ の廃熱回収 ラーによる重油の 出係数や単位を適宜 使用 修正) ■断熱材で被覆して 放熱を防止

【解説】

・CO₂ 排出量を把握する場合は、上図に示すとおり事業活動別に、環境負荷項目である温室効果ガス (二酸化炭素) の排出量を定量的に把握 (自己チェック) するとともに、それらの削減 (負荷軽減) を目的とする取組について自己チェックを行う。

室	阞!	果プ	ガス排出量の)算定	表(必須	項目で	あるニ	酸化炭素排出	量のみ掲載 ~ ^{年 月)}							
				単位	消費量 (A)	排出量 (kg-CO ₂) (A×B)or (A×B×C)	割合	排出係数 (B)	単位発熱量 (C)							
		購入	(電力	kWh				※ ^(注) (kg-CO ₂ /kWh)								
			灯油	L				0.0679 (kg-CO ₂ /MJ)	36.7 (MJ/I)							
			 A重油	L				0.0693 (kg-CO ₂ /MJ)	39.1 (MJ/I)							
			都市ガス	Nm ³				0.0499 (kg-CO ₂ /MJ)	44.8 (MJ/Nm ³)							
			液化天然ガス(LNG)	kg				0.0495 (kg-CO ₂ /MJ)	54.6 (MJ/kg)							
	エ ネ	石燃	液化石油ガス(LPG)	kg				0.0591 (kg-CO ₂ /MJ)	50.8 (MJ/kg)							
	ルギ	料	ガソリン	L				0.0671 (kg-CO ₂ /MJ)	34.6 (MJ/I)							
=			軽油	L				0.0686 (kg-CO ₂ /MJ)	37.7 (MJ/I)							
二酸化炭	消費		化石燃料 小	BH												
素排			そ	熱供給(蒸気)	MJ				0.057 (kg-CO ₂ /MJ)							
出			3		1		ı I		の他							
里									-	삗	その他 小計	t				
			エネルギー消費	H												
		廃油	i .	t				2920 (kg-CO ₂ /t)								
	産 廃	廃フ	゚ラスチック	t				2550 (kg-CO ₂ /t)								
			廃棄物烧却処理	Ħ												
	その															
	他		その他 計													
		-	二酸化炭素排出量合	H												

・温室効果ガス (二酸化炭素) 排出量の算定は、上記に示した算定表を用いて行う。排出量の 算定式は、排出係数 (B) の単位により、以下の2式を使い分けることになる。

排出係数の単位が各単位消費量あたりの二酸化炭素排出量(kg-CO2/t など)の場合;

温室効果ガス排出量(二酸化炭素排出量)=消費量(A)×排出係数(B)

排出係数の単位が各単位熱量あたりの二酸化炭素排出量(kg-CO₂/MJ など)の場合;

温室効果ガス排出量(二酸化炭素排出量)=消費量(A)×排出係数(B)×単位発熱量(C)

〇環境への負荷の紹 環境への負荷			単位	年	年	
① 温室効果ガス排出量	二酸化炭素		kg-CO ₂	İ	· i	
	()	kg-CO ₂			
	()	kg-CO ₂			
② 廃棄物排出量及び	60.00	()	t			
廃棄物最終処分量	一般廃棄物	最終処分量	t			
		()	t			
	産業廃棄物	最終処分量	t			
		発生量	t			
		発生抑制量	t			
		再生利用量	t			
	食品廃棄物	熱回収量	t			
	艮品廃業物	減量量	t			
		再生利用等以外の量	t			
		廃棄物としての処分量	t			
		再生利用等の実施率	%			
③-1 総排水量	公共用水域		m ³			
	下水道	_	m ³			
③一2 水使用量	上水		m ³			
	工業用水		m ³			
	地下水		m ³			
4) 化学物質使用量	1					
⑤ エネルギー使用量	購入電力(新コ	エネルギ <i>ー</i> を除く)	kg MJ			
	化石燃料		MJ			
	新エネルギー		MJ			
	その他		MJ			
⑥ 原材料等使用量	資源使用量		t			
		循環資源使用量 利用された物質量 水の利用量 製品生産量等				
⑦ サイト内で循環的利用を						
行っている物質量等						
8 総製品生産量または ※ 奈日 販売号						
総商品販売量	垛堤貝彻低 测	環境負荷低減に資する製品等 容器包装使用量				

・環境負荷(廃棄物排出量及び温暖化効果ガス排出量)の定量データを経年的に整理する。これにより、取組の時系列効果を把握し、年間ベースでの PDCA サイクル (Plan (計画) \rightarrow Do (実行) \rightarrow Check (評価) \rightarrow Act (改善) の4段階のサイクル)をもって、改善効果を高めていくことが重要である。

2.3. 取組によるインセンティブの考え方

取り組みによるインセンティブの考え方

種々の取組による 食品廃棄物の排出 量の削減

効果1

二酸化炭素等温室効果ガスの削減

- ・エネルギー消費量の削減
- ・産業廃棄物量の削減
- その他の削減

効果2 環境への負荷の軽減

- ・温室効果ガスの削減
- ・廃棄物排出量及び廃棄物 最終処分量の削減
- ・総排水量の削減
- ・水使用量の削減
- 化学物質使用量の
- ・エネルギー使用量
- •原材料等使用量

インセンティブ(直接的効果)

- ①CO2削減効果
- ②環境負荷低減効果
- ③コストの節減

インセンティブ(社会的責任の達成効果)

- ①エコアクション21の登録・認定による日本政策金融公庫において低利融資を受けることが可能
- ②CSR(企業の社会的責任)の実施による社会的容認が進む

- ・廃棄物の発生抑制及び温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量削減における種々の取組により、 廃棄物排出量の削減及び温室効果ガス排出量の削減がなされた場合に、以下のインセンティブ が得られる。
- ・直接的なインセンティブとして、環境負荷の低減効果及びコストの節減が得られる。
- ・社会的責任達成のインセンティブとして、エコアクション 21 に登録・認定されることにより、日本政策金融公庫から低利融資が受けられるとともに、CSR (企業の社会的責任) の実施により、社会的容認が進む。

3. 食品廃棄物の発生抑制対策

3.1. ISO14001 - エコアクション 21 取得企業等による取組の実施状況

3.1.1 環境アクションレポートのレビュー

エコアクション 21 を取得している食品関連事業者の環境レポート (137 事業者分) を対象として、目標設定や削減効果をレビューするとともに、アンケート・ヒアリング調査により詳細情報を収集した。

(1) 目標設定と効果の評価方法について

- 発生量と再生利用率(量)のどちらか、又は両方を目標として設定している。
- 約7割が再生利用率を目標設定しているが、「廃棄物量」と記載している事業所において も、再生利用量を除いた「処理・処分量」を意味している事業所も存在している。
- 数値目標は、「当該年度の数量(再生利用率○%等)」、「基準年の(又は○年間で)○% 向上(削減)」、「前年比○%向上(削減)」の3パターンにより設定されている。
- 食品廃棄物とその他の廃棄物とを分けずに設定、又は食品廃棄物を分けているかの記述がない事業所もある。
- 発生量で評価する場合、原単位で設定しているのは全体の約26%(137事業所中35事業所)であり、原単位を設定していない場合には、生産量や営業状況の影響が大きく、取組の効果が評価できていないケースが見られる。
- 実績値(定量的評価)を記載していない事業者も存在している。

(2) 発生抑制の取組について

ア. 業種別の取組状況

● 廃棄物の削減について、「目標値の設定」、「廃棄物削減のための具体的な取組」、「取組による定量的な削減効果」が記載されていたのは 50 事業所であった。

業 種 EA21 取得 事業者数			割合	取 組*				
	事業者数			設備関連	運用・工夫	商品改良	その他	
製造業	88	33	38%	12	23	9	0	
卸売業	22	7	32%	1	5	2	1	
小売業	15	5	33%	1	4	2	0	
外食	12	5	42%	0	5	4	0	
合計	137	50	36%	30	37	19	1	

※取組内容について

- ・設備改善: [製造] ラインの改善による「こぼれ」やロスの削減、作業ミスの防止、水分の除去等 「卸・小売・外食] 販売方法の見直し、保管方法の改善、分別の徹底等
- ・運用・工夫:発注精度の向上、在庫管理の徹底等。原料調達に関する精度の向上も含む。
- ・商品改良:副産物や派生品の商品化、無駄のない材料使用の徹底、劣化を抑える素材の開発等
- ・その他:食品廃棄物の分別や製造ロス削減のよびかけ等(記載は1事業者であったが、記載しないまでも 実施している事業者も多いと考えられる)

イ. 削減効果と取組事例(具体的な取組内容(方法)が明記されているものを抽出)

уил≽- 1, н %	T- 40 F1	₩~ 1 -15.	規模		
削減効果*	取組例	業種	売上	従業員	
発生原単位: 0.002kg/使用量 kg (前年度比 96.7%削減)	工程改善などによる不良品発生率の 低減、不良品の発生原因の詳細を調べる、 胡麻屑の削減、工程改善による屑の発生 率の低減、段取り替えの少ない生産計画 を作成して実行	製造業(健康食品)	80 百万円	10 名以下	
09 年度食品廃棄物排 出量: 07年度比36%削減 (リサイクルを含む)	工程で発生する不良内容を分析し、継続 的に改善を実施、苦情・クレームの発生 原因を解析して対策を推進	製造業(菓子、冷凍食品)	580 百万円	50 名以下	
前年度比食品廃棄物排出量:20.7%削減	派生品の活用推進(早期の再ロースト→ペースト化)、こぼれのゼロ化(改善活動)	製造業 (果実加 工)	3,500 百 万円	120 名以下	
09 年度食品廃棄物排 出度: 06 年度比 9.4%削減 (食品リサイクル率も 同年度比 9%向上)	作業の見直しにより排液ロスが大幅に 低減・生産性向上、業務の見直しによる 廃液ロス低減	製造業(醤油)	生産量 7,500 t	140 名以下	
09 年度製品屑 (産業廃 棄物):04 年度比 9.2% 削減	糊化蒸気ダクト改良による、水滴防止・ 耳切り幅の削減、シャーカッタートラブ ル防止(保守点検)、保管温度の改善	製造業	2800 百万円	160 名以下	
食品廃棄物:前年度比 19.5%削減	形状不良の製品廃棄品削減、調合ミス 防止策実施又衛生管理の強化・再加工の 推進による製品廃棄を削減、廃棄品の 製品化、シール不良発生を無くし再生 ロス、賞味期限切れ製品の廃棄削減、 ノズル交換時のノズル内製品廃棄を品切 り品化、廃棄品の品切り品化	製造業(油脂食品等)	6,500 百 万円	190 名以下	
10 年度廃棄物排出量: 08 年度比 12.2%削減	商品を食品として利用する際に経時変化 を抑える澱粉の研究開発	製造業 (澱粉等)	24,000 百 万円	220 名以 下	
10 年度食品廃棄物: 08 年度比 14.9%削減	食品廃棄物分別の呼びかけ、製造ロスの 削減呼びかけ	製造業 (レトル ト)	40,600 百 万円	340 名以下	
09 年度食品廃棄物: 07 年度比 2.4%削減	ロスの出ない適正な食材仕入れを行う 不良品の原因を特定し工場長より各部署 に対し適切な指示を行う	製造業 (パン)	製造量 825 万個	60 名以下	
10 年度比食品廃棄物 量:06 年度比 26.7% 削減 (原単位 t/t でー 18.7%)	製造量の減少と製品検査の見直しによる削減	製造業 (乳製品)	7,400 百 万円	70 名以下	
食品廃棄物:前年度比 18%削減	工程回収液を削減するため、充填担当者 に作業の見直しを依頼・作業標準の 改編・講習会の開催	製造業 (乳製品)	7,700 百 万円	100 名以下	
食品廃棄物:前年度比64.6%削減	仕込ミスによる廃棄乳削減、充填職場 抜き量徹底 (作業標準見直し)	製造業 (乳製品)	製造量 40,600KL	70 名以下	
110 t 削減(前年度比 25%削減)	野菜の除外品の商品化	製造業 (漬物)		90 名以 下	
廃棄物排出量:前年度 比14.5%削減	工程トラブルによる不良品発生率の 低減、排水処理設備管理の安定化による 汚泥量の削減	製造業 (冷凍食品)	製造量 45,200kl	620 名以 下	
食品廃棄率:前年度比 6.6%削減	調理ゴミの発生を抑えるため、無駄の ない材料使用徹底、食品厨芥ゴミを減ら すための水分除去など徹底、残食の削減	製造業 (惣菜・弁 当)	1,100 百 万円	210 名以 下	

食品廃棄物:前年度比 歩留り改善、微生物検査検体数の見直し、乳造業 以品売上 220名以上 48,800kL 食品廃棄物量:前年度 比 28%削減 作業ミス等による廃液等の削減 適正な仕入れ量を計り冷蔵庫の廃液等の削減 適正な仕入れ量を計り冷蔵庫の廃液等の削減 45,160kl 下削減 280 年度比 6.9%削減 発置抑制、製造消耗品見直しによる廃棄物発生抑制、製造消耗品見直しによる廃棄物 発生抑制、製造消耗品見直しによる廃棄物 発生抑制、製造消耗品見直しによる廃棄物 原棄物排出量:前年度 以 5.9%削減 280 名以下 京 4 度度 100 年度 100 年	削減効果*	取組例	業種	規模		
9.4%削減 工程の安定化 (乳製品) 量 48,800kL 上 食品廃棄物量:前年度 比 28%削減 作業ミス等による廃液等の削減 適正な仕入れ量を計り冷蔵庫の廃液等の 削減 製造業 (乳製品) 製造業 (乳製品) 製造業 (乳製品) 製造業 (乳製品) 型 280名以下 10年度食品廃棄物 量:08年度比 6.9%削減 歩留り改善、不良品削減による廃棄物発 差生抑制、製造消耗品見直しによる廃棄物 発生抑制 製造業 (乳製品) 280名以下 廃棄物排出量:前年度 比 5.9%削減 賞味期限切れの商品の削減(実施項目商品 品ABC管理の徹底、商品端数管理の徹底、販売方法の見直し、賞味期限管理方法の確立、実施状況の確認) 卸売業 の低温倉庫保管 50名以下 09年度食品廃棄物の再生未利用量: 07年度比 72%削減 在庫管理を含めた商品管理改善、米ぬかの低温倉庫保管 卸売業 の低温倉庫保管 870百万 円 20名以下 食品廃棄物:前年度比 4.1%削減 適正発注・適正加工 多差スタッフ」を配置 適正発注ならびに早期の値下げ販売、バカ売業 う販売等の実施 1,260百万円 以上 1,300名万円 以上 09年度食品廃棄物: 09年度食品廃棄物: 07年度比 6.2%削減 部別削減率の作成、計量機導入 小売業 50,700百万円 以上 85,200百万円 万円 3,840名万円 08年度廃棄物: 06年度比 19.2%削減 ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 削減、廃棄物を極力出さないような食材 外食・ ホテル 1,200百万0名以 万円 70名以 万円	門例外未一	月又形且7岁]			従業員	
食品廃棄物量:前年度 作業ミス等による廃液等の削減 製造業 製造量 110 名以 28%削減 超正な仕入れ量を計り冷蔵庫の廃液等の 製造業 乳製品 45,160kl 下		歩留り改善、微生物検査検体数の見直し、	製造業	製品売上	220 名以	
食品廃棄物量:前年度 比 28%削減作業ミス等による廃液等の削減 適正な仕入れ量を計り冷蔵庫の廃液等の 削減製造業 (乳製品)製造業 (乳製品)製造量 (乳製品)製造業 (乳製品)製造業 (乳製品)280 名以 下10 年度食品廃棄物 量: 08 年度比 6.9%削減歩留り改善、不良品削減による廃棄物発 生抑制、製造消耗品見直しによる廃棄物 発生抑制 関本期限切れの商品の削減(実施項目商 品ABC管理の徹底、商品端数管理の徹底、販売方法の見直し、賞味期限管理方法の確立、実施状況の確認)卸売業50 名以 下09 年度食品廃棄物の再生未利用量: 07 年度比 72%削減 食品廃棄物: 前年度比 35 1%削減 廃産物量: 前年比3.3% 削減在庫管理を含めた商品管理改善、米ぬかの低温倉庫保管卸売業 (別売業 (別売業)870 百万円 (別売業)20 名以 (別売業)食品廃棄物: 前年度比 4.1%削減 廃棄物量: 前年比3.3% 削減 (別) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (8) (6) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (4) (4) (5) (6) 	9.4%削減	工程の安定化	(乳製品)		上	
出 28%削減						
削減						
10 年度食品廃棄物 歩留り改善、不良品削減による廃棄物発 製造業 生抑制、製造消耗品見直しによる廃棄物 発生抑制 産生抑制 産生非別用量 : の年度比 72%削減 食品廃棄物:前年度比 産生発注・適正加工 小売業 1,260 百 60 名以 下 を担当 を担当	比 28%削減		(乳製品)	45,160 kl	下	
量:08年度比 6.9%削減生抑制、製造消耗品見直しによる廃棄物 発生抑制(乳製品)下廃棄物排出量:前年度 比 5.9%削減賞味期限切れの商品の削減(実施項目商 品ABC管理の徹底、商品端数管理の徹底、 販売方法の見直し、賞味期限管理方法の 確立、実施状況の確認)卸売業50 名以 下09年度食品廃棄物の再生未利用量: 07年度比 72%削減 食品廃棄物:前年度比 35.1%削減在庫管理を含めた商品管理改善、米ぬかの低温倉庫保管卸売業870 百万 円20 名以 下食品廃棄物:前年度比 4.1%削減発注精度の向上と徹底した売切り、「ロスの売業 改善スタッフ」を配置 原棄物量:前年比3.3% 削減1,260 百万円以下上 万円以下上1,300 名 万円以下上廃棄物量:前年比3.3% 削減適正発注ならびに早期の値下げ販売、バの売業 ラ販売等の実施24,800 百万円以上 万円以上3,840 名万円以上09年度食品廃棄物: 07年度比6.2%削減部別削減率の作成、計量機導入 下小売業 万円 以上62,700 百万円以上08年度廃棄物: 06年度比19.2%削減ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量内 削減、廃棄物を極力出さないような食材 ・ホテル外食・ 1,200 百万0名以下 下		11	Mark at Alla			
一次					,	
廃棄物排出量:前年度 比 5.9%削減賞味期限切れの商品の削減(実施項目商品を支充の制度、商品端数管理の徹底、販売方法の見直し、賞味期限管理方法の確立、実施状況の確認)卸売業 (1) 1 200 名以下09 年度食品廃棄物の再生未利用量: 07年度比 72%削減 食品廃棄物:前年度比 35.1%削減在庫管理を含めた商品管理改善、米ぬか 日売業 日本の低温倉庫保管1,260 百 万円 日本の低温倉庫保管1,260 百 万円 日本の低温倉庫保管20 名以下本売業 (2) 1 200 百 万円 日本の低温倉庫保管1,260 百 万円 日本の低温倉庫保管1,260 百 万円 日本の売業 日本の一方円以下 上24.800 百 万円 以上発注精度の向上と徹底した売切り、「ロス 大売業 日本の一方円 以上 日本の一方円 以上 日本の手段と品廃棄物:前年比3.3% 前産正発注ならびに早期の値下げ販売、バー売業 日本の上の9年度食品廃棄物: 可要によるの実施 日本の一方円 以上 日本の一方円 「中本の一方円 以上 日本の一方円 以上 日本の一方円 以上 日本の一方円 以上 日本の一方円 以上 日本の一方円 以上 日本の十方の 日本の 日本の十方円 に対して生ごまの水分を切り廃棄量 外食・ 1,200 百 万円 以上 日本の十方円 下 下 日本の一方円 下 下 日本の一方円 下 下 日本の一方円 下 下 日本の	,		(乳製品)		\	
比 5.9%削減品 ABC 管理の徹底、商品端数管理の徹底、販売方法の見直し、賞味期限管理方法の確立、実施状況の確認)下09 年度食品廃棄物の再生未利用量: 07 年度比 72%削減 食品廃棄物:前年度比 35.1%削減在庫管理を含めた商品管理改善、米ぬかの低温倉庫保管卸売業 中 円870 百万 円 日 スラー以下 日 スクッフ」を配置 一 一 一 の年度食品廃棄物: の9年度食品廃棄物: 07年度比 6.2%削減 日 の8年度廃棄物: 日 日 一 1,200 百 日 1,200 百 日 日 1,200 百 日 日 1,200 百 日 日 1,200 百 日 日 1,200 百 日 日 1,200 百 日 1,200 百 1,200			to the SIII			
販売方法の見直し、賞味期限管理方法の確立、実施状況の確認)販売方法の見直し、賞味期限管理方法の確立、実施状況の確認)09 年度食品廃棄物の再生未利用量: 07 年度比 72%削減在庫管理を含めた商品管理改善、米ぬかの低温倉庫保管卸売業 円 下食品廃棄物:前年度比 35.1%削減適正発注・適正加工小売業 1,260 百 万円以下 上食品廃棄物:前年度比 4.1%削減発注精度の向上と徹底した売切り、「ロス 小売業 24,800 百 万円 以上上廃棄物量:前年比3.3%削減適正発注ならびに早期の値下げ販売、バラ販売等の実施お5,200 百 万円 以上09 年度食品廃棄物: 07 年度比 6.2%削減部別削減率の作成、計量機導入 小売業 62,700 百 3,840 名 万円 以上08 年度廃棄物: 06 年度比 19.2%削減ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 外食・ 1,200 百 70 名以 下06 年度比 19.2%削減がま乗物を極力出さないような食材 ホテル 万円 下			卸売業			
 確立、実施状況の確認) の9 年度食品廃棄物の再生未利用量:の低温倉庫保管 の6 日度比 72%削減 食品廃棄物:前年度比 35.1%削減 産品廃棄物:前年度比 発注精度の向上と徹底した売切り、「ロス 内売業 20 名以 万円以下 上 食品廃棄物:前年度比 発注精度の向上と徹底した売切り、「ロス 内売業 24,800 百 万円 以上 廃棄物量:前年比3.3% 適正発注ならびに早期の値下げ販売、バ 内売業 35,200 百 万円 以上 廃棄物量:前年比3.3% 適正発注ならびに早期の値下げ販売、バ 内売業 5万円 以上 の9 年度食品廃棄物: 部別削減率の作成、計量機導入 小売業 62,700 百 万円 以上 の8 年度廃棄物: が上を用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 外食・ 1,200 百 万円 以上 の6 年度比 19.2%削減 削減、廃棄物を極力出さないような食材 ホテル 万円 下 	比 5.9%削减				٢	
09 年度食品廃棄物の 再生未利用量: 07 年度比 72%削減在庫管理を含めた商品管理改善、米ぬか の低温倉庫保管卸売業 円870 百万 円20 名以 						
再生未利用量: 07年度比 72%削減の低温倉庫保管円下食品廃棄物:前年度比 35.1%削減適正発注・適正加工 35.1%削減小売業 24,800 百 35.1%削減1,260 百 35.1%削減60 名以 35.1%削減食品廃棄物:前年度比 4.1%削減発注精度の向上と徹底した売切り、「ロス 改善スタッフ」を配置 36正発注ならびに早期の値下げ販売、バ う販売等の実施小売業 36.740 名 37.74 37.74 37.74 38.75 38.75 38.76 38.840 名 38.840 名 3	00 左库泰贝索克特の		左n 士 光	070 77	90 A N	
07年度比 72%削減 食品廃棄物:前年度比 35.1%削減適正発注・適正加工 適正発注・適正加工小売業 1,260 百 万円以下 上1,260 百 60 名以 万円以下 上食品廃棄物:前年度比 4.1%削減 廃棄物量:前年比3.3% 削減発注精度の向上と徹底した売切り、「ロス 改善スタッフ」を配置 適正発注ならびに早期の値下げ販売、バ う販売等の実施小売業 85,200 百 万円 以上24,800 百 以上 85,200 百 万円 以上09年度食品廃棄物: 07年度比 6.2%削減部別削減率の作成、計量機導入 がルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 削減、廃棄物を極力出さないような食材 ・ホテル小売業 70 名以 万円62,700 百 以上			即冗美			
食品廃棄物:前年度比 35.1%削減適正発注・適正加工 5.1%削減小売業 7.200 				H	ľ	
35.1%削減 万円以下 上 食品廃棄物:前年度比 発注精度の向上と徹底した売切り、「ロス 小売業 24,800 百 1,300 名 4.1%削減 改善スタッフ」を配置 万円 以上 廃棄物量:前年比3.3% 適正発注ならびに早期の値下げ販売、バ 小売業 85,200 百 5,140 名 万円 以上 09 年度食品廃棄物: 部別削減率の作成、計量機導入 小売業 62,700 百 3,840 名 万円 以上 08 年度廃棄物: ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 外食・ 1,200 百 70 名以 万円 下 下		海工水汁,海工加工	小丰米	1960 五	60 \Q DI	
食品廃棄物:前年度比 4.1%削減発注精度の向上と徹底した売切り、「ロス 改善スタッフ」を配置小売業 万円24,800 百 万円1,300 名 以上廃棄物量:前年比3.3% 削減適正発注ならびに早期の値下げ販売、バ ラ販売等の実施小売業 万円85,200 百 万円6,140 名 以上09 年度食品廃棄物: 07 年度比 6.2%削減部別削減率の作成、計量機導入小売業 万円62,700 百 万円3,840 名 万円08 年度廃棄物: 06 年度比 19.2%削減ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 削減、廃棄物を極力出さないような食材 、ホテル外食・ ホテル1,200 百 万円70 名以 万円		適正光往・適正加工 	小光来			
4.1%削減改善スタッフ」を配置万円以上廃棄物量:前年比3.3% 削減適正発注ならびに早期の値下げ販売、バラ販売等の実施小売業85,200 百分6,140 名方円09年度食品廃棄物: 07年度比6.2%削減部別削減率の作成、計量機導入小売業62,700 百分3,840 名方円08年度廃棄物: 06年度比19.2%削減ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 削減、廃棄物を極力出さないような食材 			小声業			
廃棄物量:前年比3.3% 削減適正発注ならびに早期の値下げ販売、バ ラ販売等の実施小売業 万円85,200 百 万円6,140 名 以上09 年度食品廃棄物: 07 年度比 6.2%削減部別削減率の作成、計量機導入 プロスター サルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 りの4 年度比 19.2%削減小売業 万円 以上62,700 百 以上3,840 名 以上08 年度廃棄物: 06 年度比 19.2%削減ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 削減、廃棄物を極力出さないような食材 、ホテル外食・ ホテル1,200 百 万円70 名以 万円			717元未	,		
削減ラ販売等の実施万円以上09 年度食品廃棄物: 07 年度比 6.2%削減部別削減率の作成、計量機導入小売業 万円62,700 百 以上3,840 名 万円08 年度廃棄物: 06 年度比 19.2%削減ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 削減、廃棄物を極力出さないような食材 ホテル外食・ ホテル1,200 百 万円70 名以 万円			小売業			
09年度食品廃棄物: 07年度比 6.2%削減部別削減率の作成、計量機導入 万円小売業 万円62,700 百 万円3,840 名 以上08年度廃棄物: 06年度比 19.2%削減ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量 削減、廃棄物を極力出さないような食材 ホテル外食・ ホテル1,200 百 万円70 名以 下			1 70/0	· ·		
07年度比 6.2%削減万円以上08年度廃棄物:ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量外食・1,200 百 70 名以 万円06年度比 19.2%削減削減、廃棄物を極力出さないような食材 ホテル 万円下			小売業		_	
08年度廃棄物:		11/23	. , , , ,	,		
06年度比19.2%削減 削減、廃棄物を極力出さないような食材 ホテル 万円 下		ザルを用いて生ゴミの水分を切り廃棄量	外食・		_	
の利用(食べ除)が出わいたるに細理具			ホテル	,		
い利用、及外なしが田ないよりに調理里		の利用、食べ残しが出ないように調理量				
の管理		の管理				

[※]削減効果は、再生利用による廃棄量の削減を含む場合もある

3.1.2 取組の実施状況と効果に関するアンケート

ISO14001 やエコアクション 21 を取得している食品関連事業者 399 社を対象として、食品廃棄物の発生抑制に関する取組の実施状況、取組実施の効果、今後の取組の意向に関するアンケート調査を実施した。

調査期間: 平成23年9月12日~9月30日(回答期限)

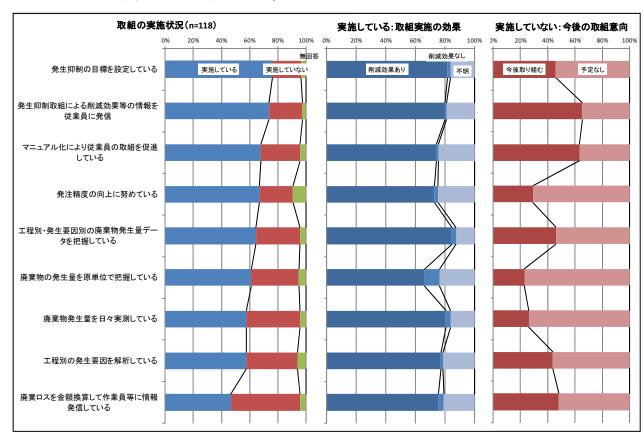
発送数·回収状況:

取得区分	発送数	回収数	回収率
ISO14001	262	59	22.5%
EA21	137	61	44.5%
計	399	118	29.6%

業種内訳	発送	回収数	回収率
製造	264	80	30.3%
卸売	81	16	20.0%
小売	40	14	35.0%
外食	14	8	57.1%

全業種に対して質問した共通の取組内容の回答結果を下図に示す。

取組の実施状況では、実施している割合が高かったのが「発生抑制の目標設定」、続いて「取組の削減効果を従業員に発信」であり、実施している事業所の 80%以上が「取組の効果があった」としている。一方、「廃棄物発生量を日々実測」、「工程別の発生要因の解析」、「廃棄ロスを金額換算して作業員に発信」等の取組を実施している事業所は 60%以下であったが、実施している事業所の 75%以上が「取組実施の効果があった」と回答していることから、これらの取組を推進していくことが有効であると考えられる。



3.1.3 主な取組の類型

業種	工程	設備関連	運用・工夫	商品関連
共通	全般	・ごみ計量機器の導入 ・需要予測ソフトの導入	・従業員への意識啓発・廃棄物発生原単位の設定	・商品別の販売・出荷データの 蓄積
			・廃棄物データの見える化	・商品(ライン)別の廃棄率の
			・廃棄物削減のインセンティブ の付与(表彰等)	− 把握・消費者支持を得られる商品や
			・消費者のニーズに応じた情報	メニューの開発
	連携		提供 	・ロングライフ商品の開発 ・表示ミスの防止
			・商品入替プロセスの見直し	・納品期限設定方法の検討
製造	調達	・生産ロットの適正化 ・原材料の自動発注システム	・発注ミスの削減 ・販売予測精度の向上	・原材料の歩留まりの把握と 目安設定
		・原料保管の在庫管理システム	・生産計画見直し頻度の向上	・歩留りの高い原料への変更
				・原料調達ロットの調整 ・汎用性の高い原料を使用
	生産	・計画的な生産	・ロス発生要因の解析	・ロスの出ない商品設計
		・生産品目の切替タイミングの 見直し	・作業ミスの削減 ・作業マニュアルの作成	規格外品や未使用部分の有効活用
		・ロスの少ない設備の導入、更	TF来(ーユ)/F W TF/M	・賞味期限安全係数の見直し
		新 ・メンテナンス頻度の見直し		
		・(工程改善による)ロングライ		
	出荷	フ化 ・輸送中の破損の少ない梱包等	 ・営業側と生産側との情報交換	 ・在庫管理の徹底
	11/13	の工夫	や連携	・期限切れ前の積極販売
		・適正在庫管理システム ・原材料の自動表示システム	・流通側に対する取扱情報等の 商品情報の提供	
		2111111 · P. P. 22 2 4 · · · · · ·	・適正在庫率の設定と遵守	
			・販売データの解析と注文予測 精度の向上	
to to	100 bib	A selected and a sele	・食品表示や安全管理の徹底	
卸売	保管・	・在庫管理システムの導入 ・温度管理システムの更新、導	・注文予測精度の向上・食品表示や安全管理の徹底	・小売店に対する売れ筋データ、 販売データ等の提供
	出荷	入	・社会貢献活動への提供(フー	・通常の販売ルート以外での
		・訳あり商品の独自販売システ ム	ドバンク等) ・「表示」に関する確認専門部署	販売、有効活用
1 -+-	3m>+		の設置	
小売	調達		・消費者への情報提供	・廃棄率の設定(廃棄率に応じ た商品の切り替え)
	販売	・商品ケースの温度設定等の確 認	・賞味期限の近い商品の値引き 販売	・通常の販売ルート以外での 販売、有効活用
		・量り売り、少量パック等の導	・販売方法の多様化	・安易な返品の抑制
		入	・品切れや品薄が目立たないような陳列	
			・関連商品やメニューと結び	
			つけた陳列 ・販売状況に合わせた調理	
外食	調達	・保管設備の更新、導入	・来客状況に合わせた調理	・ロスの出ない原料の調達
			・仕込み方法の工夫	(プレカット等)
	提供	・持ち帰り用バッグの準備	・販売量に合わせた仕入れ ・使い残しの出ない調理	・ロスの出ないメニュー開発
			・食べきり運動を展開	量を選べるメニュー設定
			・需要予測の適正化	・嗜好に合わせた提供

3.2. 特徴的な取組とその効果

3.2.1 食品廃棄物の発生量の把握

廃棄物計量システムの導入

概要・原理

廃棄物がどこでどのように発生しているかを把握することは、廃棄物の削減に取り組む際 の第一歩となる。食品廃棄物の発生量については、標本となる事業場を定め、その発生量 から全事業所の発生量を推計することも可能であるが、できる限り実測をすることによって 自社の廃棄物排出特性が明らかとなり、対策を講じやすい。また、実測をすることにより 従業員の環境配慮意識の向上といった効果も見られる。

対策の実施事例

【ユニー株式会社:小売業】

ユニー㈱では、2003年から順次店舗に廃棄物計量器を設置し、全ての廃棄物を発生場所 ごとに 19 分類に分別し計量している。場所(売場、テナント、その他)ごとに管理すること で排出責任を明確にし、廃棄物の発生原因を追究し発生抑制に努めている。計量することに より、テナントからの発生量が明確になり、発生量に応じた処理費を負担してもらうことに なったことで、個々のテナントにおいても廃棄物の発生抑制に対する意識が高まった。特に、 売れ残り商品については、売れ残ることによる売上低下と廃棄物処理費の両方があり、削減 することによる経済的メリットが非常に大きい。分別の徹底と計量実施の結果、自社のみな らずテナントにも発生抑制の意識が高まったこともあり、2004年以来、総排出量は毎年減少 している。

廃棄物計量システム



廃棄物は排出場所・分別毎に バーコードで管理し、計量器 に載せ、重量を計ります。



シールを発行します。同時にデ 一タは事務所の端末に記録、集 計され、本社環境社会貢献部の 度管理された廃棄物庫で保管さ 端末に送信されます。テナント や売場には毎月集計された結果 物などは冷蔵保管されます。



計量した廃棄物は、それぞれ温 れます。腐敗しやすい食品廃棄

廃棄物計量システムの概要 (出所:ユニー株式会社 環境レポート 2010)

取組効果が期待される(導入可能な)業態・工程等

全ての食品関連事業者。特に、マニフェストによる廃棄物量の実測が義務付けられていない 事業系一般廃棄物として食品廃棄物を排出する事業者(卸売業、小売業、外食産業)

3.2.2 受発注精度の向上・在庫管理の徹底

営業と生産の連携・情報交換

概要・原理

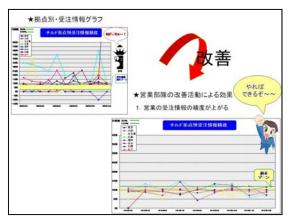
製造業では通常、受注予測に基づき生産計画を立て生産している。生産数と販売数の差が 在庫となるため、受注予測精度を高めることは、過剰在庫の削減、ひいては食品ロスの削減 につながる。過去の製造・販売等のデータに基づく受注予測を行うことが有効であるが、 販売先の動向に詳しい営業サイドと、予測に基づいた生産計画を立てる製造サイドが連携 することによって、より精度の高い受注予測が可能となる。

対策の実施事例

【三島食品株式会社:製造業】

三島食品㈱は、国内2工場でふりかけ食品、レトルト食品等の製造販売を行う企業である。 2008 年度までは営業部の受注情報に従って生産部が生産計画を立て製造していたが、滞留 在庫(製品ロスにつながる)や緊急対応(時間外生産につながる)が多く発生し問題となっていた。この原因を調査するため、営業部員一人ひとりの受注情報入力状況を解析したところ、いくつかのパターンがあることが判明した。そこで、営業部長の経験があり注文の現場に精通している人材を生産部長に抜擢し、営業部員からの注文を吟味した上で製造数を決める方式としたところ、発注と販売との差異が減少し、2008 年には 400 ケース以上発生していた滞留在庫による製品ロスが、2009 年には 30 ケース以下と大幅に減少した。また、緊急生産件数も減り、残業時間は年間 130 時間減少した。

経験が豊富で若い社員の相談相手になれる団塊世代の社員の能力を最大限に活用し、適所 に配置することで会社全体の生産性向上に寄与した事例といえる。



受注入カパターンの解析による精度の向上



(出所:平成22年度食品廃棄物発生抑制推進事業報告書)

取組効果が期待される(導入可能な)業態・工程等

製造業、卸売業

在庫管理と適正な在庫率の設定

概要・原理

多様で予測しにくい消費者ニーズに応えられるような商品調達の効率化が進む中で、見込み生産や在庫保有が不可欠となっている。消費者に接する小売業と、商品を製造するメーカーとの間に位置する卸売(中間流通)部門においては、商品の在庫量や納入期限等を管理し、適切な在庫量を把握するとともに、問題がある場合は警告サインが出るような仕組みを導入することが必要である。

また、どういったものが、いつ、どのような理由で在庫過多になるか等を解析し、製造業や小売業へと情報提供していくことが期待される。

対策の実施事例

【株式会社マルキチ: 卸売業】

業務用油脂、食品、洗剤の商社である株式会社マルキチでは、環境活動のひとつとして 食品廃棄物の減量とリサイクルを掲げている。同社ではISO9001も取得しており、品質向上 のためのマネジメントの考え方を、環境分野における排出削減にも活かしている。

食品廃棄物の発生抑制については、不良・不動在庫の発生を抑制するため、毎月会議を 行うとともに、在庫をリストアップ、製品ロスになりやすい傾向があるもの(新商品、季節 商品等)の販売傾向等を解析し、適切な在庫量を把握している。

問題がある場合には警告サインとして、トリアージを貼付して掲示板に貼りだし、廃棄物とならないよう対応を急ぐシステムを導入している。取組の成果は数値としても表れており、2007年には1,157kg発生していた不良在庫が、2009年は236kgまで削減した。





トリアージを用いた管理手法

※トリアージは「選別する」という意味合いで、医療の分野では災害時等の多数の患者に対して軽症・ 重症に分けて治療を進める手法

(出所:(株)マルキチ 2009 年度環境活動レポート: 2009 年 10 月~2010 年 9 月)

取組効果が期待される(導入可能な)業態・工程等

製造業、卸売業(ただし、受発注に関してはサプライチェーン全体での取組が不可欠)

3.2.3 製造・流通・販売における工程の見直し・改善

製造工程の改善や不適合品の低減による原材料・製品ロスの削減

概要・原理

製造業においては、歩留まりを高め、規格外品を最小限とすることが収益の向上につながることから、各企業においても製造工程の改善や技術開発に努めているところである。食品メーカーの製造品目は多種多様であるが、他社における要素技術の中には自社の技術改善の参考になる情報も多いと考えられる。

運用面では、商品切り替え(型替え、原料替え等)や規格に合った商品となるまでの一定 時間に製造された製品は出荷できずロスとなることから、段取り替えの少ない生産計画を立て ることが有効である。また、工場では一度ラインの事故等が発生すると、その間の原材料が ロスとなることから、メンテナンスの頻度を検討し、事故を未然に防ぐことが有効である。

対策の実施事例

【製造業A社の事例】

でんぷん関連製品を製造しているA社では、国内複数工場の各々にて削減目標を設定し、評価を行っている。ある工場では、糊化機の蒸気ダクトを改良し水滴を防止するとともに、耳切り幅の削減により、製品屑の発生量を削減。発生した製品屑の一部を飼料化にすることとも合わせ、原単位(kg/製麺生産量 t)で 16.6%削減した。

【製造業B社の事例】

チーズや乳菓子を製造しているB社では、製品の歩留まりを向上させるためのプロジェクトチームを発足し活動している。具体的な取組として、作業台からの落下防止用付属品を試作しテストした結果、効果が見込まれたことから、早急に付属部品を改良作成した。現時点では定量的な削減効果は現れていないが、製品をカットする際の端材の削減等を含め、今後のプロジェクトチームの活動成果を期待している。

【製造業C社の事例】

植物油脂製品を製造しているC社では、ISO9001 に基づき不適合品を削減することが、経営の安定化のみならず食品廃棄物の削減にもつながるという意識のもと、不適合品の削減目標を設定し、失敗原因を追及し対策を講じている。2009年度には以下のような取組を実施した結果、食品廃棄物の発生原単位(kg/製品 t)が20%削減している。

- ・運転条件の見直しにより形状不良の製品廃棄品の削減
- ・シーケンスタイマーの適正化によるブロー製品(廃棄品)の製品化
- ・製品のシール形状変更によるシール不良の発生を抑制、再生ロスを低減

取組効果が期待される(導入可能な)業態・工程等

製造業全般

消費期限が設定された食品のロス削減

概要・原理

弁当や生菓子等、消費期限が設定された食品については受注生産が基本であるが、注文書の提出期限について、販売店側は(販売量を適切に予測するため)少しでも遅く、製造側は(材料調達や仕込みに一定の時間を要するため)できるだけ早く、期限を設定したいと考えている。こうした事情を踏まえ、製造側と販売側が連携して適切なルールを決めていくことが期待される。また、製造工場の生産体制(24 時間体制かそうでないか)や商品の特性(24 時間販売されるものか、駅弁のように即日売り切りが基本か)によって、賞味期限を日付で表記するか、製造時間で表記するかを検討することが有効である。

対策の実施事例

【製造業D社の事例】

サラダ・惣菜の製造及び販売を行っているD社では、約300種類にも及ぶ商品アイテムを、納品先スーパーからの注文数に基づき製造している。納入期限までに納めるためには午後7時に出荷する必要があるが、注文書が届く同日の午後3時から4時には既に仕込みを開始していなければまにあわないことに加え、欠品を防ぐため予測販売量に上乗せして製造する必要があり、製品の廃棄が発生していた。そこで、納品先スーパーに協力を求めてこのシステムを見直し、前日の夜中に発注票を受け取れるようになったことで、製品ロスは大幅に減少した。

【株式会社ローソン: 小売業】

コンビニエンスストアのローソンでは、食材ごとに分かれた複数のパーツを組み合わせて 各種惣菜に調理する「パーツアッセンブル方式」(部品の組み合わせ)を導入した店舗を展開 している。国内外にある工場で生産された各パーツを、パーツごとに適した温度帯で配送・

保存している。店舗では、中間加工された食材のパーツを組み合わせて調理・販売することで、お客様の人数に応じて作る量を柔軟に調整できる。この結果、工場で弁当の状態まで製造する場合と比較して、店舗での食品廃棄を削減することができた。

ライブキッチン 業報告書

出所: 平成 22 年度食品廃棄物発生抑制推進事業報告書 ㈱ローソン ホームページ

取組効果が期待される(導入可能な)業態・工程等

弁当・総菜・生菓子等、消費期限を設定する食品の製造業、 それらを販売する小売業

販売方法の工夫

概要・原理

小売業では、売れ残りを削減することは商品仕入れに要する損失削減と処理費コストの削減につながる。しかしその一方で、売れ残り商品が生じない状態(売り切れ)は、消費者が買いたい商品が買えないということであり、販売機会の低下(チャンスロス)、サービスの低下による客離れにつながることが懸念される。しかしながら、消費者の環境意識は高まる傾向にあり、商品の廃棄はもったいないという意見も多くなっている。消費者のニーズがどこにあるかを的確にとらえ、適切な商品・サービスを提供することにより無駄を削減し、得られたメリットを商品の販売価格や品質という点で顧客に還元していくことが望ましい。

対策の実施事例

【株式会社ハローデイ: 小売業】

食品スーパーのハローデイでは、店舗を「アミューズメント・フード・ホール」と位置付け、店舗ごとに趣向を凝らしたディスプレイを行ったり、商品の情報を提供したりすることで、購入意欲を高める工夫を行っている。商品の陳列をゆったりさせ、ディスプレイと商品とを混在させることにより、商品の残りが少なくなっても品薄感を持たれないといった効果を生んでいる。また、棚の奥行きを浅くする、奥面を鏡にする等によって、全ての商品について常に店頭に多くの在庫を持たなくてもすむような工夫が施されている。

運用面においては、チャンスロスを無くすため MD・計画販売に基づく商品配置を行い、 生鮮食品が良く出る時間には補充の人材を厚くするなど、品切れがないよう配慮されている。 また店内に設置しているクッキングサポートでは、専任の担当者が来店者の声を聞きながら 調理方法や献立のアドバイスを行うとともに、来店者が何を求めているかを見出して販売に 活かしている。さらに、商品については値下げも含めて売り切ることを目指すとともに、 廃棄するよりは試食として、味を知ってもらうなど、消費者とのコミュニケーションを重視 した販売を行っている。

発注精度の向上等、様々な取組を行うことにより、売上当たりの廃棄量は減少傾向にある。







底面に造花を配置

モニターを用いた商品情報の提供と クッキングサポート 鏡による奥行効果

取組効果が期待される(導入可能な)業態・工程等

小売業 (スーパーマーケット等)

お客様の来店状況や嗜好に合わせた仕込み・調理・提供

概要・原理

外食産業では、無駄やロスの出ない仕入れ、使い残しの出ない加工、販売実績に基づく 製造・加工等により、仕込み段階での廃棄ロス削減を行うことが期待される。このためには、 来客数や販売量と食材使用量等のデータを蓄積し、廃棄ロス発生の傾向を把握することが 有効である。一方、お客様の来店時に適宜料理を提供するためには、調理に時間を要する ものは事前の仕込みが必要である。一度仕込んだ食材は、一定時間販売できなければ廃棄せ ざるを得ないことから、製造・調理の効率化とのバランスを考慮した上で仕込む単位を少量 化するといった工夫がなされている。また、食べ残しを削減するためには、業態や客層に 応じて、以下のような工夫を行うことが有効である。

- ・多様な分量のメニューの設定
- ・食べ残しの持ち帰り(ドギーバッグ運動)
- ・嗜好に合わせた提供
- ・食べきり運動 等

対策の実施事例

【サト・レストランシステムズ株式会社:外食産業】

和食を中心としたレストランチェーンを展開するサト・レストランシステムズ㈱では、仕込みロスを削減するため、食材の小ポーション化(最小では1人前単位へ量目変更)や仕込み・準備数量の多頻度少量化等により、必要数以上の仕込みをできるだけ少なくしている。ご飯については、4 kg 釜から 2 kg 釜へ入れ替えし、こまめに炊くことにより廃棄量を少なくした。

現在、よりご飯の廃棄量を削減する為に、品質保持時間をガス釜より延長できる $1 \, \mathrm{kg} \, \mathrm{y}$ き可能な $2 \, \mathrm{kg} \, \mathrm{y}$ きマイクロ波炊飯器を全店導入している。 $4 \, \mathrm{kg} \, \mathrm{s}$ から $2 \, \mathrm{kg} \, \mathrm{y}$ きマイクロ波炊飯器を全店導入している。

また、店舗ごとの実際の販売量に見合う理論上の 食材使用量と実際の食材使用量を本部において 比較・分析し、食材ごとの管理状況のデータを「見 える化」している。その結果は毎週各店舗にフィー ドバックして食材ロスの改善に役立てている。



一方、食べ残しの削減取組としては、ご飯やセットメニューの量を選べるようにしたり、 新規メニューの際には実際にどのようなものが食べ残されているかをチェックし、メニューの 改善につなげている。

出所:食品ロスの削減に向けた取組事例(平成22年5月、農林水産省)

「仕込みの多頻度少量化とデータの「見える化」で食材ロスを削減(サト・レストランシステムズ)」

取組効果が期待される(導入可能な)業態・工程等

外食産業(レストラン、持ち帰り形態等)全般

3.2.4 商品に関する技術開発

ロングライフ商品の開発

概要・原理

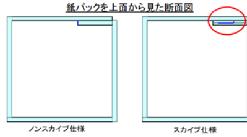
現在の商慣習において、1/3 ルールの問題が指摘されているが、その改善に向けた検討が行われている。一方、メーカーでは商品の賞味期限自体を長期化するための技術開発も行われており、流通可能な期間が長くなることで、食品ロス削減につながっている事例も報告されている。「消費者は、食品を未開封のまま賞味期限が過ぎてしまい廃棄することに対する後ろめたさがあり、ロングライフ製品へのニーズが高まっている」という調査結果*もあることから、安全性や質を保ちながら商品の賞味期限を長期化するための更なる技術開発が期待される。 ※森永乳業㈱ニュースリリース (2011 年 6 月)

対策の実施事例

【明治乳業株式会社:製造業】

明治乳業㈱では、工場の改造や製造ラインの改善、10℃以下の低温流通により、牛乳・加工乳・成分調整乳の消味期限を最大 28 日まで延長 (ESL: Extended Shelf Life) することに成功した。この結果、賞味期限が7日程度であった時代と比べ、1/3 ルールに基づく納入期限・販売期限を各々2日~4日延長することができ、出荷量の調整に寄与している。具体的な改善内容は以下のとおり。

- ①充填工程の密閉度の向上
- ②充填部を自動洗浄することによる洗浄性の向上
- ③容器の殺菌レベルを従来の充填機よりも高めた
- ④新工場の建設や改造によって、充填室を陽圧化しクリーンルームとし、外気の侵入による空気汚染を防止
- ⑤各タンク、バルブ類をアセプティック仕様とし、工程間 の汚染を防止する設備とした
- ⑥紙パックのシール部端面のスカイブ処理による内容物の 浸透及び微生物混入の防止



明治乳業(株)提供資料

【株式会社セブン-イレブン・ジャパン:小売業】

㈱セブン-イレブン・ジャパンでは、定番メニューでかつ電子レンジで加温して食べられるメニューを中心に、チルド温度帯で運搬・陳列する「チルド弁当」とすることで、販売時間を製造後約 $73\sim97$ 時間(既存弁当は約 $25\sim26$ 時間)、消費期限 $75\sim99$ 時間(既存弁当は約 $27\sim28$ 時間)に延長することができるようになり、店舗での製品ロス削減につながった。

この事例では、チルド温度帯でも味が落ちないよう な御飯の炊飯工程の技術開発が必要であり、炊飯 工程を見直し「粘り」「食感」を改善するといった 製造側との連携も寄与している。

出所:(株)セブン-イレブン・ジャパン ニュースリリース



取組効果が期待される(導入可能な)業態・工程等

製造業全般

3.2.5 食品の有効利用

通常ルートでは販売できない商品の流通促進

概要・原理

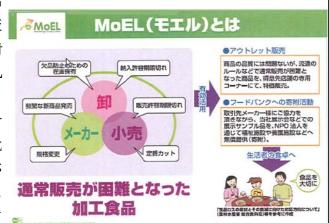
メーカーの規格変更や新商品発売による既存在庫、卸の物流センターで発生した納入期限 切れの商品、小売店頭で発生した販売期限切れ・定番カット商品等は、通常の販売ルートで は取り扱うことが困難である。メーカーが生産する商品の約3割を占めるともいわれている これらの食品は、アウトレット販売や寄付による有効活用を推進することにより、廃棄コス トの削減と食品廃棄ロスの削減につながる。

対策の実施事例

【三菱食品株式会社:卸売業】

食品の総合卸売業を展開する三菱食品 ㈱では、流通過程で様々な理由から通常販 売が厳しくなった商品の有効活用を検討 するため、食品ロスの削減を目指す MoEL

(Merchandising of Ecological Lifestyle) 開発チームを設立。フードバンクへの寄付 の他、得意先店舗の専用コーナーでの特化 販売も行っている。さらに、三菱食品が 主催する商品展示会で陳列された商品も 通常販売が困難となった 通常販売ができなくなるため、展示会終了 👞 後、フードバンクへの寄付を実施してい る。



出所:三菱食品㈱提供資料

【伊藤忠食品株式会社:卸売業】

伊藤忠食品㈱では、まだ食べられるにも関わらず販売機会を失い流通しづらくなった商品 について、新たな流通市場を形成するため、2008 年 11 月より『Eco-モッタイナイ.com (エコモッタイナイッドコム)』を運営してきた。これまでの3年間に寄せられた会員からの 声や運営の経験を活かし、『より売りやすく』、『より買いやすく』を目指したサイトを『食べ マートエコモ』を、2011年10月に新たにオープンさせた。

『食べマートエコモ』は、出品会員と購入会員から成り、商品を販売したいメーカーや 卸売事業者は登録すると、出品が可能となる。商品を掲載する枠として、エコモ(わけあり)・ 新商品・キャンペーン・イベント・販促品等のステージがあることから、売り込みたい形で の出品が可能である。また、様々な購入会員様の中から、販路の選択も可能である。

出所:食べマート ecomo ホームページ (https://www.tabemart.com/)

取組効果が期待される(導入可能な)業態・工程等

製造業全般。特に、多量の製品を連続生産している工場、同じラインを用いて多品種少量 生産を行っている工場等

フードバンク活動への寄付

概要・原理

フードバンクは、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動のことである。食品産業から寄贈される商品は、外箱の破損や汚れた贈答用食品、欠品対策のため余分に作られた余剰商品、規格外品や過剰に生産された農産物、自治体や企業の備蓄防災品の入れ替え、賞味期限内ではあるが販売期限を過ぎた商品、発注ミス等による返品、定番カットにより店頭から下げられた商品等であり、フードバンクが回収して児童養護施設や障害者施設等に届けたり、炊き出しに有効活用されたりしている。

フードバンクの活動は食品を提供する企業なくしては成立せず、社会貢献や資源の有効活用の観点からも一般的な認知や普及拡大が期待されるが、食品を提供することによるリスクやデメリットもある。企業内で十分に検討しコンセンサスを得るとともに、信頼のおけるフードバンクと覚書等を交わした上で参加することが望ましい。

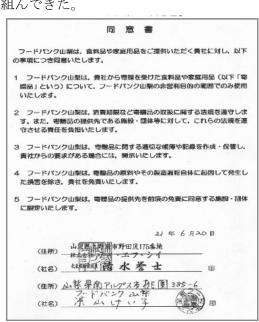
対策の実施事例

【株式会社ティ・エフ・シイ: 卸売業】

食品の品質管理の向上、配送や保管方法の改善により食品廃棄物の発生抑制に努めている。 2009年度には、これまでの管理方法を集大成し、食品廃棄物管理標準としてまとめ、一層の 食品ロスの削減にメーカー・小売店と協力して取り組んできた。

具体的には、小売店からの受注予測の精緻化による適正数量の発注、在庫管理の徹底による賞味期限超過商品の極少化等であるが、流通段階で包装・梱包の変形、売れ残り(賞味期限内)等により返品された商品については、2009年6月にフードバンク山梨と同意書を締結し、福祉施設への提供を開始した。2010年度は品質上問題のない商品(お土産品)約1,604kgを寄贈し、大変喜ばれている。

これらの取組の結果、食品廃異物の再生利用等の実施率は、2008年度の53%に対し、2010年度には79%まで向上している。



フードバンク山梨との同意書

(出所: ㈱ティ・エフ・シイ 2009 年度環境活動レポート: 2010 年 4 月~2011 年 3 月)

取組効果が期待される(導入可能な)業態・工程等

食品産業全般

4. CO₂排出削減対策

4.1. ISO14001 - エコアクション 21 取得企業による取組の実施状況

4.1.1 環境レポートのレビュー

第4項の食品廃棄物の発生抑制対策と同様に、エコアクション 21 を取得している食品関連事業者の環境レポート (137 事業者分) を対象として、目標設定や削減効果をレビューするとともに、アンケート・ヒアリング調査により詳細情報を収集した。

(1) 目標設定と効果の評価方法について

- 殆どの事業所が CO₂排出量の削減率で目標を設定している(原単位ベースでの削減率設定も含む)中、一部の事業所は、燃料使用量の削減率を目標として設定している。その中でも、燃料別に使用量の削減率目標を設定しているところが約 10% (137 事業所中 13 事業所)あった。これは、設備や工程単位で CO₂排出量削減対策を講じていることに起因していると推察される。
- 数件の事業所が CO₂排出総量にて目標を設定している。
- 効果の評価を原単位にて管理しているのは、全体の約33%(137事業所中45事業所)であり、原単位を設定せず CO2 排出量が増加した結果が得られた場合に、考察にて一部原単位となるべき指標の影響を指摘している。
- 実績値(定量的評価)を記載していない事業者も存在している。

(2) CO₂削減の取組について

ア. 業種別の取組状況

● 業種別取組状況は下表に示すとおりで、エネルギーの変更は製造業及び卸売業のみに限定されている状況である。概ね、エネルギー変更による取組を行っている事業所は、設備改善及び運営改善を行っており、設備改善による取組を行っている事業所は運営改善を行っている。このため、CO₂削減取組の順位は、費用かからない運営改善が優先され、次いで投資を伴う設備改善、そして最後にエネルギー変更となっている。

VII.	EA21 取得	削減取組			取	組*							
業種	事業者数									設備改善	運営改善	エネルギ ー変更	その他
製造業	88	85	97%	40	85	11	2						
卸売業	22	20	91%	10	20	2	0						
小売業	15	14	93%	8	14	0	0						
外食	12	12	100%	3	12	0	0						
合計	137	131	96%	61	131	13	2						

※取組内容について

- ・設備改善:高効率設備または省エネ型設備への更新、エネルギー制御システムの導入など、投資を伴う取組
- ・運営改善:エコドライブや、空調温度の調整など、既存の設備に対しする運営の工夫による取組
- ・エネルギー変更: 化石燃料を再生エネルギーまたは低炭素型のエネルギーへ変更

イ. 削減効果と取組例(特に**効果が認識された取組内容(方法)**が明記されているものを抽出)

	可心 <u>别未从"心哦 C 10 C 块 但 P 14 C 7 / A</u>		規模		
削減効果	取組例	業種	売上	従業員	
CO ₂ 削減率: 2007年度比 4.4%削減 (目標値;3.0%削減) ※生産・売上が 2007年度 比 6.9%増加した状況での	エコドライブの推進、効率的・計画 的な運行計画・ルート設定、効率の 製造工程確立し各種製造機械の稼働 時間を削減、エアコンの温度設定 遵守(省エネ活動が総合的効果を	製造業 (パン製 造等)	825 万個	100 名以下	
目標達成 CO ₂ 削減率: 08年度比 27%削減 電気:10%削減、化石燃料: 把握継続 (目標値;09年度:08年度比 20%削減 電気使用量 5%、化石燃料 使用量の把握)	上げていると思われる) 照明器具の省エネ化、ブロワーモーターのインバーター化、誘導灯の LED 化、高効率エアーコンプレッサーの更新、機械装置作動時のエアーの減圧化、非常照明灯の人感センサー化 ボイラの燃料転換(重油から都市ガス)	製造業(総菜製造)	2,059 t	100 名以下	
CO ₂ 削減率: 09年度比3.22%削減 (目標値;10年度:1%削減)	エコドライブ、車輌の軽量化、省 エネ対応複合機の導入、 <u>室温管理の</u> 徹底(クールビズ)、ビル全体での省 エネ活動	製造業 (ビール 類、酒類 製造等)		約150名	
CO ₂ 削減率: 05年度比電気:26.6%削減、 化石燃料:27.6%削減 (目標値;09年度:05年 度比電気使用量:19.6%削減、化石燃料使用量:18.7% 削減)	設備機械の待機電力削減、稼働条件の見直し、効率的な運転、電力メーター・デマンド監視計等の機器設置による電力量把握、新生産方式の導入、 <u>貫流ボイラのこまめな稼働</u> 体制構築、エコドライブ	製造業 (調味 料類)	製品出荷 額 3,988 百万円	約 120 名	
CO ₂ 削減率: 08年度比電力:3.1%削減、 重油:2.4%削減 (目標値;09年度:08年 度比電力・重油使用量:原 単位2%削減)	製造室内のエアー漏れ点検、貯蔵庫電力の削減取り組み、消灯の徹底、エアコンの温度設定 28℃、殺菌機運転時間削減、排水電力削減、 <u>消灯</u> の徹底、排水電力削減	製造業 (冷集製造)	生 産 量 17,781KL	215名	
CO ₂ 削減率: 07年度比電力:9.2%削減、 ガス 4.5%削減、自動車燃料:4%削減 (09年度:07年度比電力・ ガス使用量 2.9%削減、自動 車燃料使用量 2%削減)	不必要箇所のガス使用抑制や沸かし すぎの禁止、エアコン奨励温度の 遵守、こまめな消灯、湯沸かし器 (手洗い用)不使用、ガスコンロの 清掃・管理、運転前の不要な積載物 の撤去、乗り合わせ奨励	宿泊・飲 食 サ 業 (レ ラ ト 等)	2689 百万円	280 名以下	
CO ₂ 削減率: 2006 年度比 0.5%削減(原 単位 6.7%削減) (目標値;09 年度:06 年 度比 2%削減)	空調及び蛍光灯の ON・OFF 管理を こまめに従業員が対応している、 エアコン温度の設定、照明の消灯、 ※利用客数の増加、社用車利用の 増加、保健所から提供する料理の 温度を管理の指示が影響したが削減 した	宿食 ピ (ト (ト (ト (ト (ト ()	568 百万円	70 名以 下	

削減効果	斯尔 经	光廷	規模	
	取組例	業種	売上	従業員
CO ₂ 削減率: 09 年度;02 年度比共同購入事業にて3.4%削減 (全事業では2.2%増加) (目標;09 年度;原単位で維持削減)	共同購入で配送効率の改善 イレギュラー配送の削減、供給高目標の達成	小売業 (共 同 購 入 宅 配業)	供給高 49,697 百 万円	約 1,980 名
CO ₂ 削減率: 10年度;前年比 0.5%増加、 原単位で 3.2%削減(基準年 比原単位 11.7%削減) (電力は全店舗総量で 1.7% 増加、既存事業所では比較 では 1.9%削減) (目標値;10年度:前年比 1%削減、3年間で 3%削減)	加工品、洋日配、乳飲料等の多段冷ケースの棚板照明の消灯 こまめな消灯、庫内の整理整頓で冷気の循環を良くする、製氷機のフィルター清掃をこまめに実施する、冷ケース吹き出し口をこまめに清掃する、空調機のフィルター清掃の実施、ナイトカーテン、ナイトカバーの装着	小売業	85,200 百万円	約 6,150 名
CO ₂ 削減率: 10年度; 2009年度比原単位 10.7% 増加(総量では0.5%削減) (目標値;10年度:実績維持)	省エネ対応の照明器具の導入 エコドライブの徹底、走行ルートの 効率化、車両整備の徹底、運行日報 の管理 エアコンの温度設定管理、電灯使用 時間の調整、大型冷蔵庫のエアカー テン設置	小売業 (酒類 の販売 等)	1,600 百 万円	50 名以 下
CO ₂ 削減率: 09 年度:07 年度比 10.8% 削減 (電力:10.1%削減) (目標値;09 年度:07 年 度比原単位 6.4%削減 (電力は原単位 6%削減))	オール電化店舗増加によるガス使用 量の大幅な削減 省エネ設備追加、クール・ウォーム ビズ、LEDサイン・調光・キャノ ピー照明、人感センサー照明、トッ プランナー型空調、温度設定集中 コントロール冷ケース 行政とのタイアップ企画販売(省エ ネ電球)	小売業 (食料品・販売) (金額の (金額の (金額の (金額の) (金面の) (金面) (金面) (金面) (金面) (金面) (ca) (ca) (ca) (ca) (ca) (ca) (ca) (ca	62,700 百万円	約 3,800 名
CO ₂ 削減率: 09年度:電力:2.5%削減、 ガス:0.2%増加、水道: 1.9%削減 (目標値;09年度:電力・ ガス・水道使用量前年度比 2%削減 (CO ₂ としての表記なし)	「見えタロー」を各店舗に導入し 消費電力を把握する事によって、 無駄な電気の使用を削減 不要蛍光灯の消灯、パソコンの不必 要時電源オフ	小売業	107,598 百万円	約 3,600 名
CO ₂ 削減率: 08年度;23.8%削減 (目標値;08年度(2~4 月):6~8月比原単位10% 削減)	低圧コンプレッサー2台の台数制御 (並行運転):13,000kwh/ 月 削減 製造工程でムダな作動を停止する 制御、照明の消灯の習慣づけ、各 設備単体へ電力計を取り付けて電気 使用量を把握、不必要時の消灯、 低圧コンプレッサー2台の台数制御 (並行運転)	卸売業	生産量 飲料溶接 缶:約 42 百万缶 飲料 PET ボトル:約 48 百万本	90 名以下

削減効果	取組例	光迁	規模	
門做郊木	4又形丘[沙]	業種	売上	従業員
CO ₂ 削減率: 09年度;08年度比電力:9% 増加 ガソリン・軽油:56%削減 灯油・再生油:8%増加 (目標値;09年度 08年度比電力:1%、ガソ リン・軽油と灯油・再生油 ともに3%使用量削減)	配送業務を外部委託し、車両を一台 削減 不要照明の消灯の徹底、節電シール の表示、アイドリングストップの 徹底、室内温度管理、再生油使用	卸売業	495 百万 円	30 名以下
CO ₂ 削減率: 09 年度;07 年度比 10.7% 削減 (電力:21%、自動車燃料: 2%削減) (目標値;09 年度:07 年 度比 3%削減)	室温のムラ対策で四隅にサーキュレーターを設置(効率よく空気を循環させ、エアコンの節電)、冷凍機取替え、エアコン取り換え、エコドライブ	卸売業	3,933 百 万円	30 名以下
CO ₂ 削減率: 09 年度;06 年度比 8.55% 削減(原単位 9.6%削減) (目標値;09 年度:排出量 4%削減(原単位 5%削減))	電力の節電で 5.85%、エコドライブ等 による化石燃料削減で 2.7%の削減 照明節電、始業前消灯、エコドライ ブ	卸売業	248 百万円	10 名以下
CO ₂ 削減率: 09 年度;06 年度比電力: 8.4%削減、燃料:4%削減 (目標値;09 年度;06 年 度比電力・燃料ともに消費 量 2%削減)	省電力照明装置への切り替え 燃費チェックの結果の報告、エコド ライブ	卸売業	3,457 百 万円	30 名以下

4.1.2 取組の実施状況と効果に関するアンケート

ISO14001 やエコアクション 21 を取得している食品関連事業者 399 社を対象として、食品廃棄物の発生抑制と合わせて、CO₂ 排出削減に関する取組の実施状況、取組実施の効果、今後の取組の意向に関するアンケート調査を実施した(調査期間、発送数・回収状況は再掲)。

調査期間:平成23年9月12日~9月30日(回答期限)

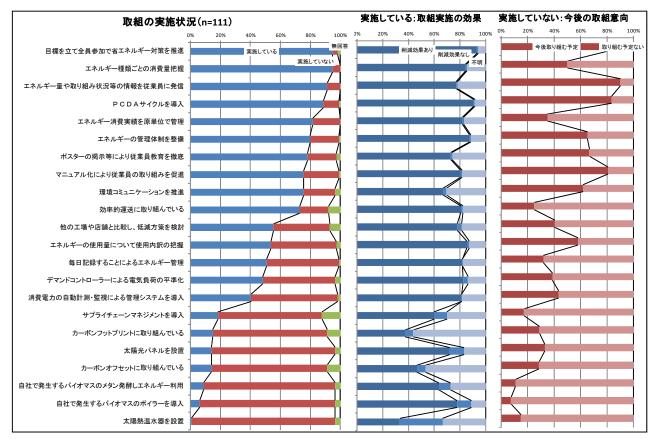
発送数·回収状況:

取得区分	発送数	回収数	回収率
ISO14001	262	59	22.5%
EA21	137	61	44.5%
計	399	118	29.6%

業種内訳	発送	回収数	回収率
製造	264	80	30.3%
卸売	81	16	20.0%
小売	40	14	35.0%
外食	14	8	57.1%

全業種に対して質問した共通の取組内容の回答結果を下図に示す。

取組の実施状況では、実施している割合が高かったのが「目標を立て全員参加で省エネルギー対策を推進」、続いて「エネルギー種類ごとの消費量の把握」、「エネルギー量や取組状況等の情報を従業員に発信」等であり、実施している事業所の 80%以上が「取組の効果があった」としている。一方、「他の工場や店舗と比較し、低減方策を検討」、「エネルギーの使用量について使用内訳の把握」、「毎日記録することによるエネルギー管理」等の取組を実施している事業所は 50%程度であったが、実施している事業所の 80%以上が「取組実施の効果があった」と回答していることから、これらの取組を推進していくことが有効であると考えられる。



4.1.3 主な取組の類型

		. 00 規主		
区分	用途別	設備改善 (設備更新、高効率化等)	運用改善・工夫関連	供給エネルギー 変更関連
共通	全般		・エネルギー管理体制の整備 ・用途別エネルギー消費量の把握 ・作業の標準化や意識改革による 省エネ・節水活動の推進 ・従業員に対する教育・研修等	・太陽光発電等 の再生可能エ ネ導入・コジェネ
	照明	・省エネタイプの照明導入(主に LED) ・外灯や看板照明のタイマー制御 ・人感センサー・自動調整システム ・細分化照明回路制御 ・全体照明と部分照明の適切配置	・作業状況に合わせた照度設定・昼光の利用と消灯・閉店後や不在場所の消灯・看板照明の点灯時間の短縮・照明器具の定期的な清掃	
	空調	・深夜電力蓄熱システムの空調導入・高効率空調機器への切り替え・空調と冷蔵冷凍用熱源の一体化による効率化・全熱交換器による換気時の省エネ・出入り口や窓の断熱促進・機械設備の放射熱対策	・クールビズ、ウォームビズ・空調温度設定、空調稼働時間の 適正化・機器の定期的なメンテナンス	
	連携		・サプライチェーンマネジメント ・カーボンオフセット ・カーボンフットプリント	
工場・ 事業場	加温·加熱	・省エネボイラーの導入 ・設備・配管の保温や断熱の強化 ・排熱回収・交換装置 ・自社で発生するバイオマス等のエネルギー利用 ・エマルジョン燃料製造装置の設置	・エコ (保温) ジャケット取り付け ・天井デラニウム板設置	・重油・灯油等を都市ガス、バイオフス、LPガス、電気等に変更
	冷却	・高効率冷凍・自然冷却機、急速スパイラル冷却装置 ・水冷却コンプレッサー	・製品ごとの適正温度の維持	・排熱の回収
	動力	・デマンドコントローラー等の導入・インバーターの導入・受電用トランス・NAS 電池導入・省エネタイプの 0A 機器導入・人感センサーの導入	・製造工程の効率化 ・エネルギー消費量の見える化 ・事業所の統廃合 ・コンプレッサーの適正圧力設定 ・複数設備の段階的起動 ・エレベーターの使用削減 ・サーバーの共同利用/サーバーの 仮想化	
配送	車両	・低燃費車、ハイブリッド車、天然 ガス自動車等の導入 ・車両の大型化 ・燃費改善機器(エコタイヤ、導風板 等)の導入 ・エコドライブ管理機器の導入 ・多段積み、包装資材の強度向上に よる輸送効率の向上	・エコドライブ運転の推進 ・運転ログの実績把握 ・モーダルシフト・共同配送 ・大容量(海外)輸送 ・物流単位の見直し ・拠点配置の検討・見直し ・フードマイレージを意識した調達	・軽油を天然ガ ス、ガソリン 等に変更
店舗	厨房	・省エネ自動販売機の導入 ・給気排気一体型の換気装置 ・節水コマ/シャワーノズルの導入	・従業員に対する節水、適切な火 加減等の喚起	・重油・灯油等 を都市ガス、 バイオマス、 天然ガス、LP
	冷却	・高効率機器の採用・ショーケースのナイトカバー設置	・ショーケースの効率的利用・商品ごとの適正温度の維持	ガス、電気等 に変更 ・排熱の回収

4.2. 特徴的な取組とその効果

4.2.1 共通の設備関連対策

照明の高効率機器への転換

概要

設備更新時、増設時に、同等の明るさで従来よりも高効率の機器を導入することで、特別 意識しなくとも省エネ効果が期待できる。さらに、機器導入の際に、現在の負荷状況を把握 し、適切な機器台数への見直しや運用・制御方法の改善などを同時に行うと、効果がより 大きくなる。

主な取組手法

●白熱電球を電球型蛍光ランプ、LED ランプに交換

白熱電球を電球型蛍光ランプやLEDランプに交換し、照明の電気使用量を削減することができる。また、電球型蛍光ランプやLEDランプは、白熱電球に比べて放熱量が少ないため、空調の冷房需要が小さくなることも期待できる。

例えば、54Wの白熱電球を12Wの電球型蛍光ランプに交換することで、電気使用量を1/4程度に減らすことができる。

●水銀灯をメタルハイドライトに交換

水銀ランプを消費電力が少ないセラミックメタルハライドランプに交換することで、照明 の電気使用量を削減することができる。

例えば、300W水銀ランプを180Wのセラミックメタルハライドランプに交換することで、 電気使用量を約60%に減らすことができる。

●照明器具内安定器のインバータ化

インバータ型蛍光灯は、交流を一旦直流にした後、高周波に変換して蛍光灯を点灯させる ため、照明の電気使用量を削減することができる。また、インバータ型蛍光灯は、明るさが 向上し、ちらつきが少ない等の特徴もある。

例えば、照明器具内安定器をインバータ化することで、電気使用量を約80%に減らすことができる。

取組事例

■加藤産業株式会社

物流センターの照明を水銀灯からHf蛍光灯に転換し、約50%の電力・CO2を削減。

(出所:平成22年度食品産業CO。削減大賞優良事例集)

■芸南食品株式会社

構内の常夜灯をすべてLED照明に交換し、従来の蛍光灯の消費電力(22W)が8.7Wに減少。

(出所:アヲハタグループ環境・社会報告書2011)

空調の高効率機器への転換

概要

設備更新時、増設時に、従来よりも高効率の空調機器を導入することで、特別意識しなくとも省エネ効果が期待できる。さらに、機器導入の際に、現在の負荷状況を把握し、機器台数の見直しや運用・制御方法の改善などを同時に行うと、効果がより大きくなる。

主な取組手法

●高効率の空調機器の導入

空調機器は、高効率化が進んでいることから、高効率の空調機器に買い替えることで、 空調の電気使用量を削減することができる。

例えば、インバータエアコンを導入し、冷房を28^{\circ}、暖房を21^{\circ}に設定して運転することで、電気の使用量を約80%に減らすことができる。

●空調機と冷蔵・冷凍機の熱源の一体化

空調機と冷蔵・冷凍機の熱源は、別々に設置・運転されている場合が多いため、熱源を一体化することで、暖房時は、冷蔵・冷凍の排熱を熱回収して空調用に活用し、冷房時は、空調系統の過冷却冷媒を活用することで高効率運転が可能になり、空調等の電気使用量を削減することができる。

取組事例

■株式会社武蔵野

工場の空調を高効率パッケージエアコンと集中制御の組み合わせた省エネ対策を実施し、約50%の電力コストを削減。

(出所:中小企業等の省エネルギー取組事例集)

■食品スーパーマーケット

店舗統合管理システムを導入し、マスターコントローラにより各設備機器を連携運転、接続機器の運転データを集中監視し、省エネ運転指示を行うことにより、約20%の電力コストを削減。

(出所:メーカーホームページ)

■スーパーマーケット

デシカント空調機と気化冷却熱交換器を組み合わせた空調システムを導入し、約50%の電力コスト、約60%のCO2排出量を削減。

4.2.2 共通での運用改善対策

エネルギー消費量の見える化

概要

工場や事業所、店舗や各機器のエネルギー消費量を一定間隔に「見える化」し、従業員等 へのコスト意識の醸成(植付け)を通じて電力消費のムダを改善することにより、省エネ 効果も期待できる。

また、最大需用電力(デマンド値)を下げることで電気基本料金を低く抑えることができる。

主な取組手法

●見える化システム

工場や事業所、店舗の使用電力量を計測・表示し、設定した目標値と連動して画面での 表示やアラームの鳴動などにより、省エネ行動の実践を誘導することができる。

省エネ行動前後との比較なども表示することにより、省エネ行動の持続・習慣が期待できる。

●デマンド監視システム

需用電力を常時監視し、設定値を超える需用電力の発生が予測されるときに警報を出したり、負荷を制御したりする装置を導入することで、ピーク負荷を他の時間帯に移行したり、機器を停止することで、最大デマンド値を抑制し、契約電力の低減による基本料金の削減を図ることができる。

取組事例

■株式会社関西スーパーマーケット

電気の使用量や料金がパソコン上にリアルタイムでパソコン上に表示されるシステムを 導入し、従業員の省エネ意識が高まり、さらなる節電効果やCO2発生抑制につながっている。 (出所:関西スーパーCSR報告書2010)

■月島食品工業株式会社

パソコン上で電力使用量を監視できるシステムを導入し、工場の部署ごとに電力センサを 設置し、こまめな消灯の徹底や人感センサの導入などエネルギー管理を徹底し、燃料転換など 他の取組も含めて、約18%のCO2を削減。

(出所:サーバグリーン IT ハンドブック 2009)

■食品工場

専用モニタ上で電力使用量を監視できるシステムを導入し、最大需要電力を管理することで、約20%の契約電力を削減。

照明の運用・管理の工夫

概要

照明の運用・管理の工夫は、導入が容易で、取組とその効果が目に見えやすいことから 意識啓発にもつながることが期待できる。

主な取組手法

●適正照度の維持

工場・事業所などの天井が高い施設では、照明機器の設置位置を下げることで照度のアップにつながり、必要な照明機器の台数を削減することができる。

●蛍光灯の手元スイッチ化

工場・事業所などでは、蛍光灯を手元スイッチ化し、不必要な電灯を消灯することで、 照明の電気使用量を削減することができる。

●不必要部分や休み時間の消灯

工場・事業所や店舗のバックヤードなどでは、休み時間に消灯することで、照明の電気 使用量を削減することができる。

店舗では、開店前準備時、閉店後片づけ時には、必要部分だけ点灯するように工夫することで、照明の電気使用量を削減することができる。

例えば、平均的な規模の食品スーパーで試算すると年間10万円程度の節電効果が期待できる。

●看板や屋外照明の一部消灯

看板照明や駐車場の外灯など、必要個所を除き消灯することで、照明の電気使用量を削減することができる。

取組事例

■株式会社ニチレイ・ロジスティクス関東

東扇島物流センターの冷蔵室内にLED照明を導入し、フォークリフトにリモコン点灯スイッチを設置してこまめに消灯することにより、点灯時間を12時間から2.4時間に短縮。

(出所: ニチレイ CSR レポート 2011)

■食品工場

衛生管理の面にも配慮し、リモコン式の集中スイッチや人感スイッチなどを多用。

空調の運用・管理の工夫

概要

冷暖房用の電気またはガス等の消費量は大きいため、空調の運用・管理の工夫は効果の 大きい省エネ対策で、取組が目に見えることから、意識啓発にもつながる。

主な取組手法

●外気を利用した冷房

外気温の下がる夜間や、11月から3月頃を対象に、外気を取り入れて、室内の冷房を行うことで、空調の電気使用量を削減することができる。

例えば、外気冷房を導入した場合、約15%の省エネ効果が期待できる。

●空調室外機への散水

空調機・冷凍機・冷蔵機の室外機に散水することで、熱交換器効率が向上し、省エネ効果が期待できる。

●ガラス面への断熱遮蔽フィルム等の施工

ガラス面に断熱遮蔽フィルムや遮熱コーティング剤を施工することで、太陽光や照り返し に含まれる赤外線等(温度上昇の原因)を遮断し、室内への熱の侵入を防ぎ、エアコンの 稼働率を下げることで、空調の電気使用量を削減することができる。

例えば、ガラス面を遮熱コーティングした場合、約20%の省エネ効果が期待できる。

取組事例

■株式会社ポレア

夏のピーク時に空冷屋外機を打ち水することで、電流値で約7%以上の削減。

(出所: imuraya group 環境レポート 2011)

■石井食品グループ

空調機の運転制御方法をタイマーによる運転制御(600時間/月)からスイッチ操作に変更し、スイッチの切り忘れを防止し、稼働状態をわかりやすくするためにランプが点灯するようにしたことで、稼働時間が370時間/月に削減。

(出所:イシイの品質・環境・食品安全活動報告書 2011)

水道水の有効利用

概要

食品工場では、生産設備・器具の洗浄、殺菌・冷却の工程などで多くの水を使用している ことから、水の効率的な利用は経費の削減につながる。

また、水の使用量が削減されると、工場排水処理施設等の浄化施設への負荷が少なくなって運転条件が改善されるため、排水汚泥やエネルギーの削減など環境負荷の低減にもつながる。

主な取組手法

●意識改革

蛇口のこまめな開け閉めの徹底など、社員の取組を徹底し、節水対策の重要性の周知を 図ることで、水道使用量の削減が期待できる。合わせて、水道使用量の削減は、経費の削減 にもつながる。

●水道使用量の見える化

私設水道メーターを設置し、測定結果を定期的、継続的に従業員に提示し、節水対策の 重要性を認識させることで、水道使用量の削減が期待できる。合わせて、水道使用量の削減 は、経費の削減にもつながる。

取組事例

■株式会社聘珍楼

第一ステップでは水のムダ使いが発生している箇所に水道メーターを設置し、測定結果を定期的、継続的に従業員に提示することで、節水対策の重要性を認識させ、第二ステップでは従業員に自ら水道メーターの検針を任せることで、節水対策への積極的な取組を促進させ、第三ステップでは、節水対策が進んでいない箇所に節水プレート「水のムダ使いが目撃されています」を設置することで、節水対策の遅れている箇所での節水対策の改善を図ることで、水道使用量を約24%削減。

(出所:中小企業等の省エネルギー取組事例集)

■株式会社極洋

蛇口のこまめな開け閉めなどの徹底による無駄排除の活動により、2005年度比で約30%の 削減。

(出所:極洋グループ社会・環境報告書2011)

■キューピーグループ

製法や設備運転条件の改善、洗浄方法・頻度の適正化による汲み上げ量の抑制、機器冷却水やレトルト回収水などの循環利用・再利用に努めることにより、前年度比で約5%の削減。

(出所:キューピーグループ社会・環境報告書2011)

4.2.3 工場・事業場における設備関連対策

各種機器の高効率化

概要

設備更新時、増設時に、従来よりも高効率の機器を導入することで、特別意識しなくとも 省エネ効果が期待できる。さらに、機器導入の際に、現在の負荷状況の把握、機器台数の 見直し、運用方法の改善などを同時に行うと、効果がより大きくなる。

主な取組手法

●ポンプやファンのインバータ化

設備稼働率が低下する時間にダンパ制御しているファンにインバータを導入し、ファン 駆動電力の低減を図ることで、エネルギー使用量を削減することができる。

例えば、冷却水ポンプをインバータ化した場合、約25%の省エネ効果が期待できる。また、排気ファンをインバータ化した場合、約40%の省エネ効果が期待できる。ボイラー用ファンをインバータ化した場合、約50%の省エネ効果が期待できる。

●熱源機器の高効率化

高効率の熱源機器を導入することで、エネルギー使用量を削減することができる。 例えば、熱源機器のボイラー効率を70%から90%の機器に入れ替えた場合、約30%の省エネ効果が期待できる。

取組事例

■株式会社ニチレイフーズ山形工場

食品の加熱工程で使用している蒸気を作るボイラーを更新時に高効率な設備に入れ替え、2010年度に5台を更新し、年間126トンのCO2を削減。

(出所: ニチレイ CSR レポート 2011)

■食品乾燥、ハウス加温

乾燥工程や加温工程で使用している加温器の放熱面積をアップさせ、時間当たりの燃焼時間を減少し、燃費の向上を図ると同時にCO2の排出量を削減。

4.2.4 工場・事業場における運用改善対策

各種機器の運転の最適化

概要

各種機器は、機器の仕様に応じた定格運転が最も効率がよい(エネルギー消費量が少ない) ことから、現在の負荷状況の把握、機器台数の見直すことで、省エネ効果が期待できる。 また、排熱や排温水を再利用することで、省エネ効果が期待できる。

主な取組手法

●ボイラーの燃焼空気比の改善

ボイラーの空気比管理を徹底し、基準空気比にすることで、エネルギー使用量を削減することができる。

例えば、排ガス中のO2濃度を8.1%から6.0%に下げた場合、約2%の省エネ効果が期待できる。

●チラーの冷水出口温度の見直し

空冷チラーの冷水出口温度は、冷房負荷が低い冬期及び中間期に夏期と比べて高くすることにより、運転効率の向上を図ることで、エネルギー使用量を削減することができる。 例えば、年間を通じて7 $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ で管理していた施設が夏期を7 $^{\circ}$ $^{\circ}$ 、中間期を9 $^{\circ}$ $^{\circ}$ 、冬期を10 $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ した場合、約9%の省エネ効果が期待できる。

●排熱等の利用

加熱工程の排熱や排温水を回収し、予備加熱などに利用することで、エネルギー使用量を削減することができる。

取組事例

■アヲハタ株式会社

ジャム工場の殺菌・冷却装置の殺菌温度を見直し、低温化したことにより、エネルギーを 削減するとともに、冷却時間の短縮を図ることなどの取組により、約1.0%のエネルギーを 削減。

(出所:アヲハタグループ環境・社会報告書2011)

■株式会社ニチレイフーズ山形工場

レトルト殺菌に使用した上記のドレン(排温水)を回収し、ボイラー補給水の予備加熱に利用することで、年間285トンのCO2を削減。

(出所: ニチレイ CSR レポート 2011)

4.2.5 配送における対策

低公害車両の導入やエコドライブの実践

概要

配送に関する省エネ対策としては、車両を低公害車両に入れ替えることにより、省エネ 効果が期待できる。

また、配送計画の最適化による積載効率の改善や走行距離の削減などや、エコドライブの 実践などによっても、省エネ効果が期待できる。

主な取組手法

●低公害車両の導入

ディーゼルトラックを低公害車両のCNGトラックやハイブリッドトラックなどに入れ替えることで、エネルギー消費量を削減することができる。

例えば、ディーゼルトラックからCNGトラックに転換すると、17.5%のCO2削減効果が期待できる。

●配送計画の最適化

積載効率の改善や走行距離の削減などの配送計画の最適化に関する取組により、配送に 関するエネルギー消費量の削減が期待できる。

●エコドライブの実践

エコドライブの実践により、配送に関するエネルギー消費量の削減が期待できる。

エコドライブの実践に向けては、エコドライブのための運転技術の実施 (穏やかな発進と加速、早めのシフトアップ、一定速度・経済速度での走行、予知運転とエンジンブレーキの活用、不要なアイドリングの抑制) と点検項目の確認 (エアフィルターの点検、エンジンオイルの管理、タイヤの適正な空気圧) が重要。

取組事例

■株式会社極洋

社用車入れ替えの際には、ハイブリッドカーを優先的に採用し、5年間で19台を導入。それに伴い、燃費も平均12.3 km/ℓ から13.4 km/ℓ へと8.9%向上。

(出所:極洋グループ社会・環境報告書2011)

■加藤産業株式会社

配送頻度の削減や店着時間の緩和の推進、積載効率の改善、効率的な配送コースの選定、曜日波動に合わせた必要な車両台数の設定等の推進により、約3%の削減。

(出所:加藤産業2011環境・社会報告書)

4.2.6 店舗での運営改善対策

冷凍・冷蔵の運用・管理の工夫

概要

店舗のエネルギー消費量のうち、冷凍・冷蔵・ショーケースは、約40%を占めるため、 運用・管理の工夫をすることで、省エネ効果が期待できる。

主な取組手法

●オープンケースの省エネ

オープンケースの省エネ対策としては、

- ・最適温度帯の異なる商品を同じケースに入れて冷やしすぎないようにする。
- ・ロードライン(エアカーテンを作る冷気の内側の境目)を超えた陳列をすると、エアカーテンに乱れが生じ、冷却性能を低下するので、特に吹き出し口、吹き込み口付近に商品やラベルを置かない。
- ・冷気吹き出し口や吸い込み口の定期的な清掃を実施する。
- ・照明を営業時間外には消灯する。

などの取組がある。

例えば、ショーケースに正しく商品を陳列した場合は、0.6%の省エネ効果が期待できる。

●冷凍・冷蔵庫の省エネ

冷凍・冷蔵庫の省エネ対策としては、

- ・商品の出し入れは、まとめて素早く行い、庫内の詰めすぎ、片詰めに注意する。
- ・フィルターが埃で目詰まりすると、熱効率が悪化する原因となるので、定期的に清掃を 実施する。
- ・扉のパッキンに損傷がないかこまめに確認する。

などの取組がある。

例えば、ドアの開閉回数を半分に減らした場合、約12%の省エネ効果が期待できる。また、 開閉時間を半分に減らした場合、約5%の省エネ効果が期待できる。

4.3. CO₂削減対策に関する支援策(平成 23 年度実施支援策)

4.3.1 中小企業の省エネルギー技術導入に関する経済支援策

(1) 金融上の助成措置〈中小企業用〉~環境・エネルギー対策貸付 (日本政策金融公庫)

項目	利用可能な方	融資額	返済期間	利率	取扱期間
石油代替工ネ	非化石エネルギーを導入する	7,200万円以内	15年以内	特利A	平成24年
ルギー関連	ために必要な設備を設置する		据置期間	特利B	3月31日
	方		2年以内		
省エネルギー	一定の省エネルギー効果の	7,200万円以内	15年以内	特利B	平成24年
関連	ある設備を設置する方※1		据置期間	特利J	3月31日
	・特定高性能エネルギー消費		2年以内		
	設備*2導入などを行う方				

※1;リース・レンタル事業者の方も一部ご利用いただけます。)

※2:高性能工業炉、高性能ボイラなど

(2) エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(低炭素投資促進法)

電気自動車、蓄電池、太陽光パネル等の「低炭素型製品」の開発・製造を行う事業者へ低利・ 長期の資金を供給するとともに、中小企業等がリースによる低炭素型の設備導入を行いやすく するために、新たな保険制度を創設した。

1) 低炭素型製品の開発・製造への金融支援スキーム

低炭素型製品の開発・製造を行う事業者(主務大臣が事業計画を認定)に対して、その事業 に必要となる「低利」かつ「長期」の資金を供給する制度(ツーステップローン:日本政策 金融公庫→指定金融機関→認定事業者)。

2) 低炭素型製品の導入促進のためのリース保険制度 中小企業等がリースにより低炭素型の設備導入を行いやすくするための新たな保険制度。

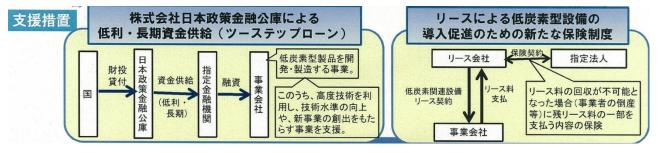


図4.3.1 低炭素型製品の開発・製造への金融支援スキーム及び導入促進のためのリース保険制度

(3) その他の助成措置(各種助成金制度)

環境共創イニシア チブ	機関	制度・種		補助対象事業	補助対象者または範囲	補助率(額)及び予算	摘要
## 第集、増築及び改築の建築物の場合、標準年間エネル表で、	(1)一般社団法人	1) 住宅・建築物高	(イ)建築物	当該システムを建築物に	建築物高効率エネルギ	1/3以内 (上限なし)	ESCO;シェ
***********************************		効率エネルギーシ	に係るもの	導入すること。	ーシステム(空調、給湯、		アードセービン
大一消費量を 25%程度 削減できること。 既築の建築物の場合、建物 全体の過去 3 年間の平均 年間エネルギー消費量を 25%程度削減できること。 (ロ) BEMS 導 入支援事業	チブ	ステム導入促進事		新築、増築及び改築の建築	照明及び断熱部材等で		グス
減できること。 既築の建築物の場合、建物 全体の過去 3 年間の平均 年間エネルギー消費量を 25%程度削減できること。 等 (ロ) BEMS 導 入支援事業							
		支援事業)		ギー消費量を25%程度 削	築、新築、増築及び改築		
全体の過去 3 年間の平均 年間エネルギー消費量を 25%程度削減できること。 等 (ロ) BEMS 導 入支援事業							
(ロ) BEMS 導 入支援事業							
25%程度削減できること。							
(ロ) BEMS 導 入支援事業							
(ロ) BEMS 導 入支援事業				. ,	事業者、リース事業者。		
大支援事業 増築及び改築の建築物 に				*			
導入すること。 B E M S 等の導入によっ て、エネルギー消費量を 削減できること。 熱源(冷凍機、ヒートポン プ、冷却塔)、ポンプ、 照明コンセント、その他の 設備区分ごとにエネルギー計量ができること。 2) エネルギー使用合理化事業者支 事業者が計画した省エネ 法人格を有する事業者 単独事業; 1/3 以内						1/3 以内 (上限なし)	BEMS;ビル
B E M S 等の導入によっ て、エネルギー消費量を 削減できること。 熱源(冷凍機、ヒートポン プ、冷却塔)、ポンプ、 照明コンセント、その他の 設備区分ごとにエネルギー計量ができること。 2) エネルギー使用合理化事業者支 事業者が計画した省エネ 法人格を有する事業者 単独事業; 1/3 以内			入支援事業				エネルギーマネ
て、エネルギー消費量を 削減できること。 熱源(冷凍機、ヒートポン プ、冷却塔)、ポンプ、 照明コンセント、その他の 設備区分ごとにエネルギー計量ができること。 ESCO事業者、エネル ギー管理事業者、リース 事業者。 2) エネルギー使用合理化事業者支 事業者が計画した省エネ 法人格を有する事業者 単独事業; 1/3 以内							ジメントシステ
削減できること。 熱源(冷凍機、ヒートポンプ、 所明コンセント、その他の設備区分ごとにエネルギー計量ができること。 2) エネルギー使用合理化事業者支 事業者が計画した省エネ 法人格を有する事業者 単独事業; 1/3 以内							4
 熱源(冷凍機、ヒートポンプ、							
プ、冷却塔)、ポンプ、 照明コンセント、その他の 設備区分ごとにエネルギ 一計量ができること。 2) エネルギー使用合理化事業者支 事業者が計画した省エネ 法人格を有する事業者 単独事業;1/3以内							
照明コンセント、その他の 設備区分ごとにエネルギー計量ができること。 2) エネルギー使用合理化事業者支 事業者が計画した省エネ 法人格を有する事業者 単独事業;1/3以内					事 兼者。		
設備区分ごとにエネルギー計量ができること。 2) エネルギー使用合理化事業者支 事業者が計画した省エネ 法人格を有する事業者 単独事業;1/3以内							
一計量ができること。							
2) エネルギー使用合理化事業者支 事業者が計画した省エネ 法人格を有する事業者 単独事業;1/3以内							
	-	の テラルギ 伊田/		-	汁 枚 た 左 ナ フ 東 世 孝	光 冲車米 . 1 /0 1/1 中	
			j 理化争亲有又		佐八恰を有りる事業有 		
「技術の先端性」、「省工 上限は50 億円/年度		· 抜争耒 					
「技術の充端性」、「有工 上版は50 億円/年度 ネルギー効果」及び「費用 連携事業;1/2 以内							
イルイー効果」及び「賃用 連携事業、1/2以内 対効果 を踏まえて政策的 1 件当たり補助金の				I			
						, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
「						工成は 30 泥口/ 十度	
「「「「「」」」							
ν ζηπήλις 11 7 ο				▼ CIMPJ & 11 Jo			

機関	制度・種	 到	補助対象事業	補助対象者または範囲	補助率(額)及び予算	摘要
(2) 独立行政法人	2)省エネルギー計測	引監視設備等導	中小企業者が自ら使用し、	日本国内において事業	1/2(上限 3,000 万円)	
中小企業基盤整備	入事業助成金		事業を営んでいる工場、	を行う中小企業者であ	4 億円 (平成 23 年度)	
機構			事業所等の建物において、	って省エネルギー計測		
			エネルギー消費量を「見え	監視装置を設置し、省エ		
			る化」する計測監視システ	ネルギー診断を受ける		
			ムを導入するとともに、	者。		
			「見える化」されたエネル			
			ギー消費量データを活用			
			した省エネルギー診断を			
			実施する事業。			
			工場、事業所等のエネルギ			
			一計測監視設備、省エネル			
			ギー診断			
(3) 有限責任中間	1) クリーンエネル	急速充填設備	主として設置者等が使用	自家用燃料供給設備(急	充填設備及びその設	
法人 都市ガス振	ギー自動車等導入		する天然ガス自動車用に	速充填設備)を設置する	置工事費の1/2以内。	
興センター	促進対策費補助金		急速充填設備の設置を	方		
	(天然ガス自動車		希望する方(標準型)、			
	用燃料供給施設の		設置者が使用者と利用			
	設置補助)		契約を締結して天然ガス			
			自動車用に設置する天然			
			ガスを供給する設備で			
			あって一定量以上の需要			
			が見込まれる設備の設置			
			を希望する方(物流拠点			
			型)、既設設備の「増設」			
		目尺供外状型	又は「改造」を希望する方	古安田縣似供外訊供 /目	目尺供外状果十分工	
		昇圧供給装置	主として設置者等が使用	自家用燃料供給設備(昇	昇圧供給装置本体及	
			する天然ガス自動車用に	圧供給装置)を設置する	びその設置工事費の	
			昇圧供給装置の設置を希望された。	方	1/2以内。	
			望する方			

機関	制度・種別	補助対象事業	補助対象者または範囲	補助率(額)及び予算	摘要
(3) 有限責任中間 法人 都市ガス振 興センター(続き)	2) エネルギー使用合理化事業者 支援事業 (民間団体等分)	工業炉、ボイラ等の燃焼 設備(エネルギー多消費型 設備)の更新または改造に 要する経費(設計費、既存 設備撤去費、新規設備機器 費、新規設備設置工事費、 敷地内ガス管敷設費)の 一部	工業炉、ボイラ等の燃焼設備(エネルギー多消費型設備)の省エネルギーを図るとともに、CO2の低減に寄与する天然ガスの高度利用を行う事業者	1/3(上限1.8億円) 40億円(平成23年度)	
	3) ガス導管劣化検査等支援補助金	要件すべてに該当する 経年埋設内管の劣化検査 等を行う工事	ガス管の所有者(≒建物 の所有者または占有者) であって、工事の費用を 負担する方。ただし、 民間の法人、区分所有 建物の管理組合、個人 の、いずれかに限る。	改善工事に要する費用(最低限必要と認めて、実際者や工事で、実際者を工事に要する報ので、実際者で、実際者に支払った金額。のののでは、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般がより、一般により	(国の機関や 地方自治体等、 公の組織はこの 補助金をきません。)
	4) ガスコージェネレーション推進事業費補助金	技術的新規性若しくは 総合的な高効率性等を 有する天然ガスコージョン設備を設置 ネレーション設備を設置 に要する経費(設計費、 設備費、工事費)の一部を 予算の範囲内で補助する ものです。	天然ガスコージェネレーション設備を設置しようとする事業者。 家庭用需要を除く全業種(リース、ESCO事業、エネルギーサービス事業についても対象)	地方自治体; 1/2 以内 民間団体; 1/3 以内 補助金上限 5 億円/年・1 事業	※家庭用需要 居住の用での 高居と のこと (非該当兼住 例:店舗 が が が が が は に の は に の に り に り に り に り に り に り に り に り に り

(3) 有限責任中間 法人 都市ガス計量機器高度化導入効	
興センター(続き) ①相当数の需要家に対し、 本システムを導入する 双方向通信方式の都市ガス計量機器及びHEMS 備機器費、設備工事費、	
双方向通信方式の都市ガ 際に必要となる費用(設 ス計量機器及びHEMS 備機器費、設備工事費、	
ス計量機器及びHEMS 備機器費、設備工事費、	
→ 111 円 上 フ 〜)	
を設置すること。 システム構築及び運用	
②需要家のメーター等か 費、調査分析費)	
らの情報を取得・評価でき	
るシステムを構築するこ	
١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١	
③同システムを利用し、	
HEMS導入に伴う需要	
家の受容性及び行動変容	
の評価を行うこと。	
上記を勘案し、効率的に	
運用できる都市ガス計量	
機器等の課題を抽出し、	
要件の作成を行うこと。	
(4) 一般社団法人 1) 国内排出削減量認証制度活性化 自主行動計画に参加して 国内クレジット×1,500 10億円(平成23年度) 公乳	:募期間;2011
	7月29日(金)
	·12月28日(金)
	i時申請受付
2) 温室効果ガス排出削減量連動 自主行動計画に参加して 2年間分の国内クレジッ 15億円(平成22年度補	- 1 FI4/~14
型中小企業グリーン投資促進事業 いない中小企業等のCO ₂ ト×3,000円/t (市場価 正予算)	
ット見込み量に対して	
助成金を交付)	
777742 3 3 3 1 1 7	
(5) 独立行政法人 建築物省エネ改修推進事業 構造躯体(外皮)、建築 1/3(上限5,000万円)	
建築研究所 設備の省エネルギー改修 17.6 (工成6,000万円)	
に関するもの	

4.3.2 中小企業の省エネルギー対策実施に関する各種支援策

【(財)省エネルギーセンターのホームページWeb情報より】

1)診断指導

中小規模の工場やビルに、専門家を派遣して、エネルギー効率改善の具体的な手法などを アドバイスしている。

また、自治体や企業のニーズに応じ、個別の工場・ビルの簡易診断を伴う研修も行っている。

2) 工場の省エネ調査

省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場に対して現地調査(工場総点検)を行っている。 また、定期報告・中長期計画の分析、エネルギー使用量・管理方法の調査などを行い、その 結果の情報提供や対策提言を行っている。

3) ビルの省エネ支援

オフィスビル、商業施設、ホテル、病院などで活用できる効果的な省エネ手法をWebサイトから提供している。また、設備のエネルギー使用量や省エネ目標値の算定、効果的な省エネ対策を明らかにする各種ツールをWebサイトから提供している。なお、個別のビルに対する省エネ手法の支援や各種講座の開催による人材育成も行っている。

4) 省エネ対策についての情報提供

①シンポジウム・各種講座の開催

最新の省エネ政策動向、改正省エネ法についてのシンポジウムや各種講座を開催している。

②優秀事例の紹介

工場・ビル等における効果の高い省エネ対策の事例を収集し、現場での実践的な省エネの ヒントとなるよう紹介している。

③Webサイトからの情報提供

「産業用省エネ設備機器所在データベース」により、省エネ型の設備機器の導入・検討に 役立つデータベースを提供している。

(※本記載内容は概要であるため、詳細は各公募元のホームページを参照)

参考資料

食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者一覧 (平成 23 年 10 月 31 日現在 172 事業所)

	県	交 公司	更新			登録の	再生利用		(平成23年3月31日現在)
	乐 I	豆 _砂 番号	回数	争未有石	登録年月日	ラ 疎 の 有効期限	事業の内容	再生利用事業を行う事業場の所在地	再生利用事業を行う事業場の名称
1	1	1		北海道ケミカル 株式会社	H22.4.15	H27.4.14	肥料化事業	北海道千歳市中央298-1,2536-6	北海道ケミカル株式会社 千歳営業所
2	1	2	2 1	早来工営 株式会社	H22.4.15	H27.4.14	肥料化事業	北海道勇払郡安平町安平308	早来工営株式会社
3	1	3	3 1	株式会社 釧路ハイミール	H22.11.28	H27.11.27	肥料化事業 飼料化事業 油脂化事業	北海道釧路市大楽毛8番地10	釧路ハイミール工場
4	1	4	4	リサイクルファクトリー 株式会社	H20.5.26	H25.5.25	肥料化事業	北海道千歳市中央292-1・北海道千歳市中央292-2に跨る	リサイクルファクトリー株式会社 千歳事業所
5	1	5	5	株式会社 釧路厚生社	H21.12.17	H26.12.16	肥料化事業	北海道釧路市新野41番地の1	株式会社釧路厚生社S&K環境ワクチンセンター 釧路事業所
6	1	6	6	北海道衛生工業株式会社	H23.2.10	H28.2.9	肥料化事業	北海道恵庭市北柏木町3丁目194番地2	北海道衛生工業株式会社 恵庭工場
7	2	1	1 1	相和物産 株式会社	H19.11.28	H24.11.27	肥料化事業	青森県上北郡東北町ガス平898-1,898-3,898-6,898-7, 902-8,902-9,902-10,902-19,1540-9,1540-11	豊瀬肥料工場
8	2	2	2	佐々木総業 株式会社	H23.2.10	H28.2.9	肥料化事業	青森県八戸市南郷区大字中野字大久保山中12番1、12番 2	佐々木総業バイオマス堆肥化施設
9	3	1	1 1	有限会社 オーガニック金ヶ崎	H19.3.15	H24.3.14	肥料化事業	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根駒沢3番地	金ヶ崎町高品質堆肥製造施設
10	3	2	2 1	有限会社 岩手環境事業センター	H19.10.1	H24.9.30	肥料化事業	岩手県北上市黒岩4地割75-35番地	有限会社岩手環境事業センター
11	3	4	4	株式会社 バイオマスパワーしずくいし	H18.11.8	H23.11.7	肥料化事業 メタン化事業	岩手県岩手郡雫石町中黒沢川17-7, 17-9, 17-11	(株)バイオマスパワーしずくいし 小岩井事業所
12	4	1	1 1	株式会社 新興	H20.6.30	H25.6.29	肥料化事業	宮城県仙台市泉区福岡字上大堀6-6	シンコーエコランド
13	4	2	2 1	日本環境 株式会社	H21.12.20	H26.12.19	肥料化事業	宮城県白石市福岡蔵本字長峰114番地2	日本環境株式会社 白石事業所
14	4	5	5	ジャパンサイクル 株式会社	H19.3.13	H24.3.12	肥料化事業	宮城県大崎市岩出山下野目字寒気原1番地1号	いわでやま資源循環モデルセンター
15	4	6	6	佐藤工業 株式会社	H21.4.8	H26.4.7	肥料化事業	宮城県宮城郡利府町利府字新谷地脇5-10、5-11	SKバイオマスリサイクルセンター
16	6	1	1 1	株式会社 丹野	H19.3.15	H24.3.14	肥料化事業	山形県上山市楢下字柏木1527番地	株式会社丹野エコプラザ
17	7	1	1 1	株式会社 辰巳屋	H19.3.15	H24.3.14	肥料化事業	福島県東白川郡矢祭町大字宝坂字広平11-1	株式会社辰巳屋宝坂工場
18	7	2	2	株式会社 平和物産	H18.3.30	H23.3.29	肥料化事業	福島県須賀川市小倉字牡丹平135番地23	平和物産堆肥化施設 三風
19	7	4	4	株式会社 タカヤマ	H20.3.7	H25.3.6	肥料化事業	福島県双葉郡富岡町大字上手岡字茂手木198-4	(株)タカヤマ エコジョイン富岡
20	7	5	5	株式会社 東日本興産	H21.9.15	H26.9.14	肥料化事業	福島県福島市山田字南音坊5-5, 5-6, 8, 9	株式会社東日本興産 バイオマスリサイクルセンター
21	8	3	3 1	農事組合法人 むかしの堆肥	H21.12.20	H26.12.19	肥料化事業	茨城県下妻市大字黒駒1084番地の1、1088番地の1	農事組合法人 むかしの堆肥 下妻堆肥センター
22	8	4	4 1	有限会社 八王子中村物産	H22.11.14	H27.11.13	飼料化事業	茨城県坂東市長谷2847番地5、2847番地6、2847番地9、 2847番地12、2847番地13、2847番地16	有限会社八王子中村物産 本社工場
23	8	5	5	農事組合法人 百姓俱楽部	H19.10.11	H24.10.10	肥料化事業	茨城県下妻市大木1028番地1	農事組合法人 百姓俱楽部 高品質堆肥製造施設
24	8	6	6	株式会社 岩間堆肥	H19.10.11	H24.10.10	肥料化事業	茨城県笠間市安居字上平3054番地1	株式会社 岩間堆肥 本社工場
25	8	7	7	有限会社 コイケ	H20.3.12	H25.3.11	飼料化事業	茨城県神栖市砂山1357-49、-18、-88	有限会社 コイケ 本社工場
26	8	8	8	有限会社 瑞穂農場	H20.3.7	H25.3.6	飼料化事業	茨城県常陸大宮市日向台2463番地	農業生産法人(有)瑞穂農場大宮製造所
27	9	1	1 1	日本アグリ 株式会社	H19.3.15	H24.3.14	肥料化事業	栃木県宇都宮市芦沼町3378番1	日本アグリ株式会社 宇都宮工場
28	9	2	2 1	株式会社 吉川油脂	H20.5.1	H25.4.30	油脂化事業	栃木県佐野市飛駒町3845番地3	株式会社 吉川油脂 第一工場·第二工場
29	9	3	3 1	関東有機肥料 株式会社	H21.3.31	H26.3.30	肥料化事業	栃木県那須塩原市西岩崎18-14	関東有機肥料株式会社 本社工場
30	9		4 1	有限会社 小林農産	H21.4.27	H26.4.26	肥料化事業	栃木県那須塩原市青木字大輪地原1813番地4	(有)小林農産中間処理工場
31	9	6	6	有限会社 日光有機	H21.7.23	H26.7.22	肥料化事業	栃木県日光市猪倉字上原2310番2、2310番3、2318番2、 栃木県日光市猪倉字蛇口2287番7	有限会社日光有機 猪倉RC工場
32	9	7	7	有限会社ドンカメ	H21.9.17	H26.9.16	肥料化事業	栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田字九反歩2066-3	ドンカメ堆肥センター
33	10	1	1 1	太陽農産 株式会社	H19.11.28	H24.11.27	肥料化事業	群馬県前橋市小坂子町2318番地67,70,71,55,47,15,81	太陽農産株式会社
			-		•	•		+	•

		74. 47	1	T		74. 67		T	(平成23年3月31日現在 <i>)</i> I
	県 CD	登録 番号	更新 回数	事業者名	登録年月日	登録の 有効期限	再 生 利 用 事業の内容	再生利用事業を行う事業場の所在地	再生利用事業を行う事業場の名称
34	10	2	2	有限会社 奈良農場	H21.2.26	H26.2.25	肥料化事業	群馬県勢多郡富士見村大字赤城山字上横道1204番1663	有限会社奈良農場前橋リサイクル施設
35	10	3	3	有限会社 半藤油脂	H21.3.16	H26.3.15	油脂化事業	群馬県太田市石原町295番地の1	有限会社半藤油脂 本社工場
36	11	1	1	株式会社 タカヤマ	H21.4.27	H26.4.26	肥料化事業	埼玉県児玉郡児玉町大字共栄字南共和710-6,631-1,631-2	株式会社タカヤマ エコジョイン北関東
37	11	2	2 1	株式会社 ジェイ・アール・エス	H22.11.28	H27.11.27	肥料化事業 飼料化事業	埼玉県所沢市林一丁目299番8	株式会社ジェイ・アール・エス 三ヶ島工場
38	11	3	3 1	太誠産業 株式会社	H23.2.6	H28.2.5	肥料化事業	埼玉県狭山市柏原字笹久保403番1、403番5	太誠産業株式会社 狭山工場
39	11	4	1 1	株式会社アイル・クリーンテック	H23.2.20	H28.2.19	肥料化事業	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字黒岩313番の一部、字上 田250番1の一部、字西高山328番の一部	株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場
40	11	5	5	株式会社 八千代環境	H18.6.30	H23.6.29	飼料化事業	埼玉県吉川市大字中井字小松川37番地1	株式会社八千代環境 吉川工場
41	11	6	6	株式会社 富士商事	H19.1.26	H24.1.25	肥料化事業	埼玉県入間市狭山台土地区画整理事業26-1街区1画地	入間リサイクル処理場(株式会社 富士商事)
42	11	7	7	よりいコンポスト 株式会社	H20.3.28	H25.3.27	肥料化事業	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字大谷352番地、353番地1	よりいコンポスト株式会社「寄居工場」
43	11	8	3	株式会社 神戸商店	H20.8.6	H25.8.5	油脂化事業	埼玉県三郷市彦成5丁目202番地1	株式会社神戸商店 油脂リサイクルセンター
44	11	9)	太田油脂産業 株式会社	H20.8.18	H25.8.17	油脂化事業	埼玉県八潮市大字垳541番地10	太田油脂産業株式会社 本社工場
45	11	10)	株式会社 サニタリーセンター	H20.10.20	H25.10.19	肥料化事業	埼玉県本庄市新井字川原788番、791番、792番、800番	株式会社サニタリーセンター 新井工場
46	11	11		株式会社 環境サービス	H21.11.20	H26.11.19	肥料化事業	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字大谷363番地1	株式会社環境サービス 寄居工場
47	11	12	2	有限会社大場産興	H22.5.31	H27.5.30	肥料化事業	埼玉県入間市大字中神800番地	有限会社大場産興 本社工場
48	12	1	1	株式会社 フジコー	H19.3.15	H24.3.14	肥料化事業 飼料化事業	千葉県白井市折立字横堀31-1、27-1、23-3	フジコー白井再資源堆肥化センター
49	12	2	2 1	農事組合法人 農業資源活用生産組合	H19.3.15	H24.3.14	肥料化事業	千葉県銚子市高田町7丁目1661番地	農業資源活用生産組合高田プラント
50	12	3	3 1	株式会社 農業技術マーケティング	H19.10.1	H24.9.30	飼料化事業	千葉県市川市本行徳2554番地63	AMC行徳飼料工場
51	12	4	1	株式会社 田久保飼料商事	H20.3.7	H25.3.6	飼料化事業	千葉県千葉市若葉区中野町1573-12, 13, 14	株式会社 田久保飼料商事 千葉工場
52	12	6	3 1	みどり産業 株式会社	H20.9.26	H25.9.25	肥料化事業	千葉県長生郡長柄町長柄山1162番28·33·185·198	みどり産業㈱ 長柄工場
53	12	7	7	株式会社 エコ・フード	H17.11.28	H22.11.27	飼料化事業	千葉県匝瑳市川辺宮敷207-1,207-2,208-1,208-2	株式会社エコ・フード
54	12	8	3	有限会社 笠間商事	H18.3.30	H23.3.29	油脂化事業	千葉県千葉市花見川区幕張町3-2257	有限会社笠間商事 幕張工場
55	12	10)	有限会社 ブライトピック千葉	H19.6.26	H24.6.25	飼料化事業	千葉県旭市溝原妙見壷1009(他2筆)	有限会社 ブライトピック千葉 溝原工場
56	12	12	2	不二窯業 株式会社	H20.3.12	H25.3.11	肥料化事業 飼料化事業	千葉県富津市新富64-4	不二窯業㈱ フジエコフィードセンター
57	12	13	3	ジャパン・リサイクル 株式会社	H21.2.2	H26.2.1	メタン化事業	千葉県千葉市中央区川崎町10番3	ジャパン・リサイクル(株)千葉バイオガスセンター
58	12	14	1	株式会社 和郷	H21.5.15	H26.5.14	肥料化事業 飼料化事業	千葉県香取市新里98-2、2317	株式会社和郷リサイクルセンター
59	12	15	5	杉田建材 株式会社	H22.4.8	H27.4.7	肥料化事業	千葉県市原市万田野字上打行750番2、6、8、10、11、 12、15、757番6、7、8、758番3、759番2、763番5、8、11、 12、14、15	市原マテリアルセンター
60	12	16	6	千葉緑環境システム株式会社	H22.9.17	H27.9.16	肥料化事業	千葉県旭市萩園字渋野1594番、1597番の一部、 1599番の一部、1601番の一部、1602番の一部、 1630番、1632番1、1632番2、1633番	千葉緑環境システム株式会社 飯岡工場
61	12	17	7	株式会社ビー・アール・クリエイト	H23.1.6	H28.1.5	肥料化事業	千葉県旭市鏑木字猪草野3484番1、3951番1、3951番2 千葉県旭市鏑木字保示戸3479番、3480番	株式会社ビー・アール・クリエイト本社工場
62	13	1	1	太誠産業 株式会社	H20.4.7	H25.4.6	肥料化事業	東京都江東区新砂3-10-18	太誠産業株式会社 江東コンポスト工場
63	13	2	2 1	株式会社 アズマ油脂	H22.1.28	H27.1.27	油脂化事業	東京都墨田区東墨田2丁目17番16号	株式会社 アズマ油脂 本社工場
64	13	4	1	株式会社 山正	H22.11.28	H27.11.27	油脂化事業	東京都墨田区東墨田2丁目4番6号	株式会社山正 東墨田工場
65	13	5	5	バイオエナジー 株式会社	H18.3.10	H23.3.9	メタン化事業	東京都大田区城南島三丁目4番4号	バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設
-				I.		1		T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	

	県 CD	登録番号	禄 更新	事業者名	登録年月日	登録の 有効期限	再 生 利 用 事業の内容	再生利用事業を行う事業場の所在地	再生利用事業を行う事業場の名称
66		+		 株式会社 アルフォ	H23.3.31	H28.3.30	飼料化事業	東京都大田区城南島3-3-2	
67	13	4		株式会社 五十嵐商会	H21.7.8	H26.7.7	肥料化事業	東京都北区浮間4丁目21番7号	IGARASHI資源リサイクルセンター
68	13	+	_	株式会社 サン・ライフ	H21.7.8	H26.7.7	肥料化事業	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎962-1	サン・ライフ バイオマスセンター
69	13	+	9	株式会社 京葉興業	H22.11.8	H27.11.7	メタン化事業	東京都江東区新砂3-11-13、15	株式会社京葉興業新砂事業場廃水処理プラント
70	14		2 1	横浜市有機リサイクル協同組合	H21.8.3	H26.8.2	飼料化事業	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12番55号	横浜市食品リサイクル加工センター
71	14		4	株式会社 小田急ビルサービス	H18.3.3	H23.3.2	飼料化事業	神奈川県相模原市田名塩田1-10214-7,1-10215-6	(株)小田急ビルサービス 小田急フードエコロジーセンター
72	14		5	株式会社 二見	H18.11.16	H23.11.15	肥料化事業 飼料化事業	神奈川県小田原市東町5丁目2番61号	二見リサイクルセンター
73	14		6	湘南資源リサイクル事業協同組合	H20.2.13	H25.2.12	飼料化事業	神奈川県藤沢市葛原1731番地1	湘南資源リサイクル事業協同組合 藤沢リサイクルセンター
74	14		7	湘南エコファクトリーPFI 株式会社	H20.3.12	H25.3.11	肥料化事業	神奈川県藤沢市宮原字矢田2573番地1,2574番地~2576番地、2577番地1,2578番地1,2578番地2,2579番地~2581番地、2582番地1,2583番地1,2584番地~2586番地、2587番地1,2590番地~2594番地	藤沢市有機質資源再生センター
75	14		8	株式会社 アクト・エア	H20.3.28	H25.3.27	肥料化事業	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地	株式会社 アクト・エア 総合リサイクルセンター
76	14		9	横浜環境保全株式会社	H23.4.21	H28.4.20	肥料化事業	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町2番79、2番83、2番100	横浜環境保全株式会社 金沢リサイクルセンター
77	14	4	0	武松商事株式会社	H23.5.10	H28.5.9	飼料化事業	神奈川県横浜市磯子区新磯子町10番4及び10番5	武松商事株式会社 新磯子リサイクル工場
78	15		3 1	株式会社 サニーテック	H22.11.28	H27.11.27	肥料化事業	新潟県三条市蝶名林字浦山153番1	株式会社サニーテック 三条リサイクル工場
79	16	i	1 1	富山グリーンフードリサイクル 株式会社	H22.1.28	H27.1.27	肥料化事業 メタン化事業	富山県富山市松浦町8番20号	富山グリーンフードリサイクル株式会社 事業所
80	17	'	1	株式会社 トスマク・アイ	H22.3.3	H27.3.2	肥料化事業	石川県白山市上小川町800番地1	株式会社トスマク・アイ 松任リサイクル工場
81	19		1 1	有限会社 エコサイクルセンター	H22.9.30	H27.9.29	肥料化事業	山梨県南巨摩郡増穂町高下3596番地他8筆	有限会社エコサイクルセンター狩宿プラント
82	20)	1 1	株式会社 小海コンポース	H19.11.28	H24.11.27	肥料化事業	長野県南佐久郡小海町大字豊里5514番地	株式会社 小海コンポース 本社工場
83	20	١	3	有限会社 グリーンパワー	H18.11.16	H23.11.15	飼料化事業	長野県千曲市大字森字西貫ノ木1641番1	有限会社グリーンパワー
84	20)	4	直富商事 株式会社	H20.2.13	H25.2.12	飼料化事業	長野県長野市七二会丁2736番3	直富商事株式会社苦桃工場
85	21		1	自然応用科学 株式会社	H19.3.13	H24.3.12	肥料化事業	岐阜県本巣市新海380番地の8他24筆	自然応用科学(株)岐阜第一工場
86	21		2	株式会社大地	H22.5.28	H27.5.27	肥料化事業	岐阜県瑞浪市日吉町字高松8796-7 他11筆	株式会社大地 本社工場
87	22		1 1	富士バイオテック 株式会社	H19.5.8	H24.5.7	肥料化事業	静岡県富士宮市根原字宝山27番地4	富士バイオテック株式会社 本社肥料工場
88	22		4 1	有限会社 オカムラ	H22.3.3	H27.3.2	肥料化事業	静岡県榛原郡金谷町神谷城545番地	有限会社オカムラ 本社工場
89	22		5 1	協同組合 沼津水産開発センター	H22.11.28	H27.11.27	飼料化事業	静岡県沼津市本字千本港口1901番地18、20、25、28、3	協同組合沼津水産開発センター
90	22		6	富士長 株式会社	H19.10.11	H24.10.10	肥料化事業	静岡県牧之原市蛭ヶ谷388番地の1	富士長株式会社 本社事業所
91	22		7	株式会社 杉山	H20.9.2	H25.9.1	飼料化事業	静岡県静岡市葵区慈悲尾字保壇化288番1	株式会社 杉山 リサイクル工場
92	22		8	平金産業 株式会社	H23.2.28	H28.2.27	飼料化事業 肥料化事業	静岡県静岡市駿河区豊田二丁目9番17号	平金産業株式会社 静岡工場
93	23		1 1	有限会社 タナカ興業	H19.3.15	H24.3.14	肥料化事業	愛知県豊橋市東細谷町東中田28番370他2筆	東細谷工場
94	23		3 1	有限会社 花丘商事	H21.12.20	H26.12.19	肥料化事業	愛知県豊田市花丘町1丁目44番1、1丁目44番2、1丁目43番	有限会社花丘商事 肥料化工場
95	23		4 1	有限会社 フジ商事	H22.4.15	H27.4.14	飼料化事業 油脂化事業	愛知県江南市高屋町西里23番地及び12番地	有限会社フジ商事 江南工場
96	23		5 1	株式会社 オガワ農材	H22.4.15	H27.4.14	肥料化事業	愛知県田原市小中山町山二新田2-2	アツミオーガニックセンター
97	23		7	株式会社 小桝屋	H18.11.16	H23.11.15	肥料化事業	愛知県弥富市楠一丁目32番2号	株式会社小桝屋 弥富工場
98	23		8	有限会社 金子あらや商店	H19.3.6	H24.3.5	肥料化事業 飼料化事業	愛知県豊橋市大岩町字大穴104番地の1	有限会社金子あらや商店 本社工場

	県	各録	更新		7. 47. (-	登録の	再生利用		(十)次23年3月31日現在/
	CD	番号	回数	事業者名	登録年月日	有効期限	事業の内容	再生利用事業を行う事業場の所在地 	再生利用事業を行う事業場の名称
99	23	9		有限会社 堀田畜産	H19.3.13	H24.3.12	飼料化事業	愛知県豊田市西広瀬町小麦生637番地の3	有限会社 堀田畜産
100	23	10)	有限会社 青山商店	H19.3.13	H24.3.12	飼料化事業	愛知県額田郡幸田町大字坂崎字竹下44番地	有限会社青山商店 幸田工場
101	23	11	1	株式会社 熊本清掃社	H19.3.13	H24.3.12	肥料化事業	愛知県名古屋市港区潮見町37番地10	バイオプラザなごや
102	23	12	2	井上 忠夫	H20.6.20	H25.6.19	肥料化事業	愛知県東海市大田町川北新田54番2	井上牧場
103	23	13	3	ダイキン 株式会社	H20.8.26	H25.8.25	肥料化事業 飼料化事業	愛知県稲沢市奥田井之下町28番地1	ダイキン株式会社本社工場
104	23	14	4	株式会社 ハーツ	H21.6.8	H26.6.7	肥料化事業 飼料化事業	愛知県みよし市三好町八和田山5番140	株式会社ハーツ 三好工場
105	23	15	5	財団法人 魚アラ処理公社	H21.7.8	H26.7.7	肥料化事業 飼料化事業	愛知県弥富市楠三丁目7番地3	財団法人 魚アラ処理公社 弥富工場
106	23	16	3	東海リソース 株式会社	H21.9.2	H26.9.1	飼料化事業	愛知県海部郡飛島村木場二丁目80番	飛島カスケードリサイクルセンター
107	23	17	7	中部有機リサイクル株式会社	H22.2.17	H27.2.16	飼料化事業	愛知県名古屋市守山区花咲台二丁目1102番地	名古屋エコフィードセンター
108	24	1	1 1	有限会社 三功	H20.9.29	H25.9.28	肥料化事業	三重県津市久居戸木町5012番地 戸木工業団地内	有限会社 三功 第1リサイクル工場
109	24	2	2 1	三重中央開発 株式会社	H21.4.27	H26.4.26	肥料化事業	三重県伊賀市予野字鉢屋4853-14,-15番地	三重中央開発株式会社 本社工場
110	24	3	3 1	株式会社 奥村産業	H22.4.15	H27.4.14	肥料化事業	三重県鈴鹿市大久保町字釘貫484番地9	株式会社 奥村産業
111	24	4	4 1	株式会社 大栄工業	H22.11.28	H27.11.27	肥料化事業	三重県伊賀市真泥字東山5024-2、同5024-3、同5024-4、 同5024-5	株式会社大栄工業 三谷工場
112	24	6	3	株式会社 イガ再資源化事業研究所	H20.3.25	H25.3.24	飼料化事業	三重県伊賀市西之澤字薄木谷1486-6	株式会社イガ再資源化事業研究所 西之澤工場
113	24	7	7	株式会社 オンリー	H20.3.28	H25.3.27	肥料化事業	三重県伊賀市島ヶ原8801番地の8	株式会社 オンリー(肥料工場)
114	24	8	3	株式会社 東海環境サービス	H20.4.24	H25.4.23	肥料化事業	三重県桑名市多度町猪飼字室ヶ谷1975番19、 1975番20、1975番21	多度バイオマスセンター
115	24	9	9	株式会社 みえエコくるセンター	H21.3.23	H26.3.22	肥料化事業	三重県津市安濃町安濃2075番地1	株式会社みえエコくるセンター 本社工場
116	24	10)	株式会社司	H21.10.2	H26.10.1	肥料化事業	三重県津市一志町其倉170番地-1	株式会社司 津リサイクル工場
117	25	1	1 1	株式会社 水ロテクノス	H22.11.28	H27.11.27	肥料化事業	滋賀県甲賀市水口町松尾字松ノ本362-28	株式会社水口テクノス リサイクルセンター
118	25	2	2	有限会社 諸原商店	H19.3.13	H24.3.12	飼料化事業	滋賀県蒲生郡日野町大字西大路字大水戸2658-1	有限会社諸原商店(日野ドリームファーム)
119	26	1	1 1	京都有機質資源 株式会社	H20.9.2	H25.9.1	飼料化事業	京都府長岡京市神足落述1番地	京都有機質資源株式会社
120	26	2	2 1	カンポリサイクルプラザ 株式会社	H21.8.5	H26.8.4	肥料化事業 メタン化事業	京都府南丹市園部町高屋向井田2番地ほか13筆	カンポリサイクルプラザ バイオリサイクル施設
121	26	3	3	株式会社 日本殖産	H22.12.27	H27.12.26	肥料化事業	京都府福知山市字長田小字西田24番1、27番、27番3、 29番2、67番2、67番3、70番、70番2、71番1、71番3	株式会社日本殖産 本社工場
122	27	1	1 1	有限会社 蔵尾ファーム	H20.3.24	H25.3.23	飼料化事業	大阪府枚方市春日西町2丁目22-15	有限会社蔵尾ファーム 本社工場
123	27	2	2 1	太誠産業 株式会社	H23.3.31	H28.3.30	肥料化事業	大阪府堺市築港新町4丁2番6	太誠産業株式会社 堺工場
124	27	3	3	株式会社 大口油脂	H18.11.16	H23.11.15	油脂化事業	大阪府茨木市蔵垣内1丁目215番2の一部	大口油脂 オイルリサイクルセンター
125	27	4	4	株式会社 関西再資源ネットワーク	H20.3.25	H25.3.24	炭化事業	大阪府堺市西区築港新町4丁2番5	株式会社 関西再資源ネットワーク 堺工場
126	27	5	5	辰巳環境開発 株式会社	H20.8.6	H25.8.5	肥料化事業	大阪府東大阪市水走3丁目12番56号	東大阪食品リサイクルセンター
127	27	6	6	株式会社筑田商店	H22.5.31	H27.5.30	油脂化事業	大阪府大東市平野屋2丁目342番地の11、34、38	株式会社筑田商店 大東事業所
128	28	1	1 1	ハリマ産業エコテック 株式会社	H23.1.19	H28.1.18	肥料化事業 飼料化事業	兵庫県姫路市網干区浜田1223番地の10、1223番地の22	ハリマ産業エコテック株式会社 本社工場、第二工場
129	28	2	2	田中飼料 株式会社	H19.6.27	H24.6.26	飼料化事業 油脂化事業	兵庫県篠山市下原山藤ヶ谷156-1	田中飼料 株式会社 篠山工場
130	28	3	3	エコフィード循環事業協同組合	H21.7.22	H26.7.21	飼料化事業	兵庫県加西市網引町字丸山2001番54号 加西南産業団地3-C号地	エコフィード循環事業協同組合 加西工場

30 10 25 4 地元保存性 142115		県	容磊	更新			登録の	再生利用		(十)及25年5月51日現在)
152 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1		CD	番号	回数	事業者名	登録年月日			再生利用事業を行う事業場の所在地	再生利用事業を行う事業場の名称
183 30 1 株式会社 大阪府育 422.88 427.87 427.427 429.426 426.426	131	28	4	Į.	加美興産 株式会社	H22.1.15	H27.1.14	油脂化事業	兵庫県尼崎市東海岸町1-4	加美興産株式会社
18 1 有限会社 山陰エコシステム 121.427 128.427	132	29	1			H19.12.14	H24.12.13	··- · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	奈良県橿原市一町964番1、964番3、965番1	エス・イー・イー株式会社 橿原営業所
15 3 2 有限会社 銀海化成	133	30	1		株式会社 太陽産商	H22.9.8	H27.9.7	肥料化事業	和歌山県海南市下津町下津字沖山3132番の1	株式会社太陽産商
153 32 1 有数定社 船崎北級 103-23 176-33-24 約34化事業 約34年事業 124-64 176-35-31 2014年事業 124-64 124-24 1	134	31	1	1	有限会社 山陰エコシステム	H21.4.27	H26.4.26	肥料化事業	鳥取県境港市中海干拓地456番地	有限会社 山陰エコシステム 本社工場
137 3 2 株式会社 白海海線産業 14211-22 12811 1211-22 12811-221 12811 128	135	31	2	2	有限会社 錦海化成	H18.9.25	H23.9.24		鳥取県境港市昭和町7番地3	有限会社 錦海化成 本社工場
188 34 1 株式会社 アルフィ標集	136	32	1		アースサポート 株式会社	H21.6.1	H26.5.31	肥料化事業	島根県松江市八幡町884番地6	アースサポート 株式会社
136 34 2 株式会社 タイヨー 120.9.29 125.9.28 肥料化事業 広島県広島市安芸仮配館南五丁目11番1号 第2リサイクルプラント 140 34 3 有限会社 広島水産加工 142 8.11 142 142 143	137	33	2	2 1	株式会社 白滝有機産業	H21.12.22	H26.12.21	肥料化事業	岡山県美作市白水字奥座東1303番2の一部	株式会社白滝有機産業 岡山工場
140 34 3 有限会社 広島水産加工 H218.11 H228.10 H27.29 四月代事事業 広島県月南阿賀南の丁巳番10号 有限会社広島水産加工 製造工場 142 34 5 西日本リネンサブライ 検式会社 H18.118 H23.11.7 即野化市業 広島県日南田学西小寺1359 双葉三共株式会社 西のエリス・サブライ 検式会社 H18.118 H23.11.7 即野化市業 広島県田野郡北広南田阿坂学部仙11401番地2 北広島エコアクトリー 143 34 6 広島県田ブラント 株式会社 H19.118 H23.11.7 即野化市業 広島県田野郡北広南田阿坂学部仙11401番地2 北広島エコアクトリー 北広島エコアクトリー 143 34 6 1 山路ハイミール 株式会社 H19.121 H241.21.3 即野化市業 広島県田野田学福仙1401番地2 北広島エコアクトリー 145 1	138	34	1	1	株式会社 アルファ有機	H19.3.15	H24.3.14	肥料化事業	広島県安芸高田市美土里町北2288-6	株式会社アルファ有機美土里工場
180 18 18 18 18 18 18 18	139	34	2	2 1	株式会社 タイヨー	H20.9.29	H25.9.28	肥料化事業	広島県広島市安芸区船越南五丁目11番1号	第2リサイクルプラント
142 34 5 西日本リネンサブライ 株式会社 H18.118 H23.117 肥料化事業 広島県山県都北広島町阿坂李錦山1401番地2 北広島エコファクトリー	140	34	3	1	有限会社 広島水産加工	H21.8.11	H26.8.10	飼料化事業 油脂化事業	広島県呉市阿賀南6丁目2番10号	有限会社広島水産加工 製造工場
148 34 6 広島増肥ブラント 株式会社	141	34	4	1	双葉三共 株式会社	H22.2.10	H27.2.9	肥料化事業	広島県竹原市田万里町字西小寺1359	双葉三共株式会社 西小寺工場
14 14 15 1 1 山陽ハイミール 株式会社 H22.10.7 H27.10.6 海野化事業 山口県下岡市筋川町20番15号 山陽ハイミール株式会社 本社工場 加口県下岡市筋川町20番15号 山間ハイミール株式会社 本社工場 加口県下岡市筋川町20番15号 山間ハイミール株式会社 本社工場 加口県下岡市筋川町20番17 押き部間生工業社 食品リサイクルセンター 日46 35 3 株式会社 西日本グリーンリサイクル H19.425 H24.424 肥料化事業 加口県上山口市阿知須2282番 (株)西日本グリーンリサイクル 阿知須緑のリサイクルブラ 日47 36 1 有限会社 リフレッシュ阿南 H26.57 肥料化事業 銀料化事業 銀幣化業 銀料化事業 銀幣化業 銀幣化業 銀料化事業 銀料化事業 銀料化事業 銀料化事業 銀料化事業 銀料化事業 銀料化事業 銀幣化業 銀料化事業 銀料化事業 銀料化事業 銀料化事業 銀料化事業 銀料化事業 銀料化事業 銀幣化業 銀幣化業 銀幣化業 銀幣化事業 銀幣化力のルプラザ 田21.10.7 H26.10.6 肥料化事業 銀幣化市務原字ハスケ石 24-3 銀幣化市の水田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田	142	34	5	5	西日本リネンサプライ 株式会社	H18.11.8	H23.11.7	肥料化事業	広島県山県郡北広島町阿坂字鍋山1401番地2	北広島エコファクトリー
145 35 1 日間 147 ミアル 株式委任 122.10.10 治路化事業 田山県下内町町町町2700番17 出席下内町町町7700番17 操字部南生工業社 食品リサイクルセンター 148 10.10 149.425 124.424 肥料化事業 山口県平部市大学山中甲石700番17 操字部南生工業社 食品リサイクルセンター 147 36 1 有限会社 リフレッシュ阿南 149.525 124.424 肥料化事業 田川県山町市阿知須2282番 (株)西日本グリーシリサイクルレンター 148 36 2 徳島化製事業協業組合 125.124 出版化事業 調料化事業 調料化事業 調料化事業 調料化事業 調料化事業 調料化事業 調料化事業 調料化事業 調料化事業 150 38 1 株式会社 ロイヤルアイゼン 149.425 142.424 肥料化事業 歴報化事業 愛媛青機農園 有限会社 121.224 122.423 肥料化事業 愛媛青機農園 有限会社 121.224 122.423 肥料化事業 愛媛青機農園 有限会社 121.224 123.623 123.33 1 株式会社 高知リサイクルセンター 148.010 123.03 肥料化事業 金島保護市市資本市事29×大ス5924番4、七ツ渕イハヤカ谷 株式会社高知リサイクルセンター 重倉営業所 155 40 2 株式会社 環境エイジエンシー 148.020 148.020 148.020 149.424 149	143	34	6	6	広島堆肥プラント 株式会社	H19.12.14	H24.12.13	肥料化事業	広島県廿日市市浅原甲9622	広島堆肥プラント株式会社
146 35 3 株式会社 西日本グリーンリサイクル 119.425 119.424 119.528	144	35	1	1	山陽ハイミール 株式会社	H22.10.7	H27.10.6		山口県下関市筋川町20番15号	山陽ハイミール株式会社 本社工場
147 36 1 1 有限会社 リフレッシュ阿南	145	35	2	2	株式会社 宇部衛生工業社	H18.10.10	H23.10.9	飼料化事業	山口県宇部市大字山中甲石700番17	㈱宇部衛生工業社 食品リサイクルセンター
14 30 1 1 1 1 1 1 1 1 1	146	35	3	3	株式会社 西日本グリーンリサイクル	H19.4.25	H24.4.24	肥料化事業	山口県山口市阿知須2282番	(株)西日本グリーンリサイクル 阿知須緑のリサイクルプラント
148 36 2 徳島化製事業協業組合 H20.12.5 H25.12.4 飼料化事業 徳島県徳島市不動北町一丁目1690番地の1 徳島化製事業協業組合 フィッシュミール工場 149 37 1 1 1 1 1 1 1 1 1	147	36	1	1	有限会社 リフレッシュ阿南	H19.5.8	H24.5.7	肥料化事業		有限会社リフレッシュ阿南 日和佐工場
150 38 1 株式会社 ロイヤルアイゼン H19.4.25 H24.4.24 肥料化事業 愛媛県松山市萩原字ハスケ石乙24-3 株式会社ロイヤルアイゼン総合資源リサイクルセンター	148	36	2	2	徳島化製事業協業組合	H20.12.5	H25.12.4	飼料化事業	徳島県徳島市不動北町一丁目1690番地の1	徳島化製事業協業組合 フィッシュミール工場
150 38 1 株式会社 日イヤルアイセン 1154.25 124.24 124.25 124.24 125.15 124.25 124	149	37	1	1	有限会社 丸亀リサイクルプラザ	H21.10.7	H26.10.6	肥料化事業	香川県仲多度郡満濃町大字炭所東字山畑524番地8	(有)丸亀リサイクルプラザ満濃工場
152 39 1 株式会社 高知リサイクルセンター H18.10.10 H23.10.9 肥料化事業 高知県高知市重倉字大スミ924番4、七ツ渕イハヤカ谷 株式会社高知リサイクルセンター 重倉営業所 153 39 2 財団法人高知県魚さい加工公社 H20.6.20 H25.6.19 飼料化事業 高知県高知市神田字治国谷1646-1 財団法人高知県魚さい加工公社 H18.1.25 H23.1.24 油脂化事業 福岡県古賀市糸ヶ浦38番地、39番地 小寺油脂株式会社本社工場 155 40 2 株式会社 マルタ H18.4.24 H23.4.23 肥料化事業 福岡県古賀市糸ヶ浦38番地、39番地 小寺油脂株式会社本社工場 マルタリサイクルセンター 156 40 3 株式会社 環境エイジェンシー H18.6.30 H23.6.29 飼料化事業 福岡県福岡市西区大字太郎丸786番地の1、789番地の1 株式会社環境エイジェンシー 一般廃棄物処理工場 157 41 2 九州食品工場リサイクル事業協同組合 H17.7.14 H22.7.13 飼料化事業 佐賀県神埼市脊振町服巻2133番地1 九州食品工場リサイクル事業協同組合飼料工場 158 41 3 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター H20.6.11 H25.6.10 肥料化事業 佐賀県高栖市轟木町929-2、930-3、929-3、926、912-1、 有限会社 島栖環境開発綜合センター 1653.6 肥料化事業 長崎県大村市東大村2丁目1654-7、1654-10 有限会社 野口 大村工場	150	38	1		株式会社 ロイヤルアイゼン	H19.4.25	H24.4.24	肥料化事業	愛媛県松山市萩原字ハスケ石乙24-3	
152 39 1 株式会社 高知りサイクルセクター 118:10.10 112:10	151	38	2	2	愛媛有機農園 有限会社	H21.12.24	H26.12.23	肥料化事業	愛媛県今治市朝倉上乙1104番地51	愛媛有機農園有限会社 朝倉工場
153 39 2 財団法人高知県魚さい加工公社	152	39	1		株式会社 高知リサイクルセンター	H18.10.10	H23.10.9	肥料化事業		株式会社高知リサイクルセンター 重倉営業所
155 40 2 株式会社 マルタ H18.4.24 H23.4.23 肥料化事業 福岡県行橋市大野井355-1 マルタリサイクルセンター 156 40 3 株式会社 環境エイジェンシー H18.6.30 H23.6.29 飼料化事業 福岡県福岡市西区大字太郎丸786番地の1、789番地の1 株式会社環境エイジェンシー 一般廃棄物処理工場 157 41 2 九州食品工場リサイクル事業協同組合 H17.7.14 H22.7.13 飼料化事業 佐賀県神埼市脊振町服巻2133番地1 九州食品工場リサイクル事業協同組合飼料工場 158 41 3 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター H20.6.11 H25.6.10 H25.6.10 肥料化事業 佐賀県鳥栖市轟木町929-2、930-3、929-3、926、912-1、 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター 159 42 1 1 有限会社 野口 H20.3.7 H25.3.6 肥料化事業 長崎県大村市東大村2丁目1654-7、1654-10 有限会社 野口 大村工場	153	39	2	2	財団法人高知県魚さい加工公社	H20.6.20	H25.6.19		高知県高知市神田字治国谷1646-1	財団法人高知県魚さい加工公社
156 40 3 株式会社 環境エイジェンシー H18.6.30 H23.6.29 飼料化事業 福岡県福岡市西区大字太郎丸786番地の1、789番地の1 株式会社環境エイジェンシー 一般廃棄物処理工場 九州食品工場リサイクル事業協同組合 H17.7.14 H22.7.13 飼料化事業 佐賀県神埼市脊振町服巻2133番地1 九州食品工場リサイクル事業協同組合飼料工場 上158 41 3 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター H20.6.11 H25.6.10 H25.6.10 旧料化事業 上27.927-1 本月限会社 野口 H20.3.7 H25.3.6 旧料化事業 長崎県大村市東大村2丁目1654-7,1654-10 有限会社 野口 大村工場 大村工場	154	40	1		小寺油脂 株式会社	H18.1.25	H23.1.24		福岡県古賀市糸ヶ浦38番地、39番地	小寺油脂株式会社本社工場
157 41 2 九州食品工場リサイクル事業協同組合 H17.7.14 H22.7.13 飼料化事業 佐賀県神埼市脊振町服巻2133番地1 九州食品工場リサイクル事業協同組合飼料工場 158 41 3 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター H20.6.11 H25.6.10 肥料化事業 油脂製品化事業 メタン化事業 タン化事業 佐賀県鳥栖市轟木町929-2、930-3、929-3、926、912-1、912-7、927-1 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター 159 42 1 1 有限会社 野口 H20.3.7 H25.3.6 肥料化事業 長崎県大村市東大村2丁目1654-7,1654-10 有限会社 野口 大村工場	155	40	2	2	株式会社 マルタ	H18.4.24	H23.4.23	肥料化事業	福岡県行橋市大野井355-1	マルタリサイクルセンター
158 41 3 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター H20.6.11 H25.6.10 肥料化事業 佐賀県鳥栖市轟木町929-2、930-3、929-3、926、912-1、 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター 159 42 1 1 有限会社 野口 H20.3.7 H25.3.6 肥料化事業 長崎県大村市東大村2丁目1654-7、1654-10 有限会社 野口 大村工場	156	40	3	3	株式会社 環境エイジェンシー	H18.6.30	H23.6.29	飼料化事業	福岡県福岡市西区大字太郎丸786番地の1、789番地の1	株式会社環境エイジェンシー 一般廃棄物処理工場
158 41 3 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター H20.6.11 H25.6.10 油脂製品化事業 メタン化事業 125.6.10 油脂製品化事業 タン化事業 159.2-7、927-1 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター 有限会社 鳥栖環境開発綜合センター 有限会社 野口 大村工場	157	41	2	2	九州食品工場リサイクル事業協同組合	H17.7.14	H22.7.13	飼料化事業	佐賀県神埼市脊振町服巻2133番地1	九州食品工場リサイクル事業協同組合飼料工場
	158	41	3	3	有限会社 鳥栖環境開発綜合センター	H20.6.11	H25.6.10	油脂製品化事業		有限会社 鳥栖環境開発綜合センター
160 42 2 平木工業 株式会社 H18.3.31 H23.3.30 肥料化事業 長崎県長崎市三京町2842番地1 平木工業株式会社	159	42	1	1	有限会社 野口	H20.3.7	H25.3.6	肥料化事業	長崎県大村市東大村2丁目1654-7,1654-10	有限会社 野口 大村工場
Total Control of the state of t	160	42	2	2	平木工業 株式会社	H18.3.31	H23.3.30	肥料化事業	長崎県長崎市三京町2842番地1	平木工業株式会社

登録再生利用事業者一覧表

(平成23年5月31日現在)

	県 CD	登録 番号	更新 回数	事業者名	登録年月日	登 録 の 有効期限	再 生 利 用 事業の内容	再生利用事業を行う事業場の所在地	再生利用事業を行う事業場の名称
161	42	3		長崎三共有機 株式会社	H19.3.6	H24.3.5	肥料化事業	長崎県長崎市松崎町1128番地27~31	長崎三共有機(株) 三方山事業所
162	43	1	1	株式会社 熊本清掃社	H19.5.8	H24.5.7	肥料化事業	熊本県熊本市沖新町字津端4243-1	バイオプラザおきしん
163	43	2	1	株式会社 吉永商会	H19.11.28	H24.11.27	肥料化事業	熊本県葦北郡芦北町大字古石431番地	株式会社吉永商会リサイクルセンター
164	43	3	1	熊本宇城農業協同組合	H21.12.20	H26.12.19	肥料化事業	熊本県宇土市下網田町島辻880番地	熊本宇城農業協同組合 健康土づくりセンター
165	43	4		九州産廃 株式会社	H18.4.28	H23.4.27	肥料化事業 メタン化事業	熊本県菊池市原字4576番、寄草4589番41ほか	九州産廃株式会社 菊池工場
166	44	1		ぶんご有機肥料 株式会社	H21.10.2	H26.10.1	肥料化事業	大分県竹田市大字今1015番地	ぶんご有機肥料株式会社 本社工場
167	45	1		宮崎県食品残渣処理協同組合	H19.10.11	H24.10.10	肥料化事業	宮崎県都城市高城町有水1941番地	宮崎県食品残渣処理協同組合
168	45	2		南国興産株式会社	H23.2.10	H28.2.9	飼料化事業 肥料化事業 油脂化事業	宮崎県都城市高城町有水1941番124、同1941番249、 同町有水字渕ノ元4472番6	南国興産株式会社 高城工場
169	46	1		大隅衛生企業 有限会社	H19.12.14	H24.12.13	肥料化事業	鹿児島県志布志市松山町尾野見字大段1973-3、同4	そおリサイクルセンター 松山工場
170	47	1		有限会社 田仲建設	H19.4.27	H24.4.26	肥料化事業 飼料化事業	沖縄県国頭郡恩納村字安富祖200-7	(有)田仲建設 食品リサイクル工場
171	47	2		大鏡建設 株式会社	H20.3.7	H25.3.6	飼料化事業	沖縄県糸満市西崎町5丁目3-3	大鏡建設㈱ 食品リサイクル事業場